

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長殿	
【提出日】	平成25年5月10日提出	
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社	
【代表者の 役職氏名】	CEO兼執行役会長兼社長 岩崎俊博	
【本店の所在の 場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	
【事務連絡者 氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号	
【電話番号】	03-3241-9511	
【届出の対象と した募集内国投 資信託受益証券 に係るファンド の名称】	レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド） レインボーファンド（市況産業ファンド） レインボーファンド（公共株ファンド） レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド） レインボーファンド（地球環境ファンド） レインボーファンド（株主還元成長株ファンド） レインボーファンド（マネープールファンド）	
【届出の対象と した募集内国投 資信託受益証券 の金額】	継続募集額(平成25年5月11日から平成26年2月20日まで) レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド） レインボーファンド（市況産業ファンド） レインボーファンド（公共株ファンド） レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド） レインボーファンド（地球環境ファンド） レインボーファンド（株主還元成長株ファンド） レインボーファンド（マネープールファンド）	2兆円を上限とする。 2兆円を上限とする。 2兆円を上限とする。 2兆円を上限とする。 2兆円を上限とする。 2兆円を上限とする。 2兆円を上限とする。
	*なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
【縦覧に供する 場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）

レインボーファンド（市況産業ファンド）

レインボーファンド（公共株ファンド）

レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）

レインボーファンド（地球環境ファンド）

レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）

レインボーファンド（マネープールファンド）

（以上を総称して「レインボーファンド」または「各ファンド」という場合あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々「レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）」を「情報エレクトロニクスファンド」、「レインボーファンド（市況産業ファンド）」を「市況産業ファンド」、「レインボーファンド（公共株ファンド）」を「公共株ファンド」、「レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）」を「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「レインボーファンド（地球環境ファンド）」を「地球環境ファンド」、「レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）」を「株主還元成長株ファンド」、「レインボーファンド（マネープールファンド）」を「マネープールファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当たり1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき、2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

各ファンドにつき、取得申込日の基準価額 とします。

ただし、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。（スイッチングについては、後述の「(12)その他 スイッチング」をご参照ください。）

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6)【申込単位】

各ファンドにつき、10万円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)

ただし、分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(マネープールファンドは、スイッチング以外によるお買付はできません。)

(7)【申込期間】

平成25年5月11日から平成26年2月20日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、三井住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受付を取り消す場合があります。

スイッチング

「レインボーファンド」を構成する各ファンド間で乗換え（以下「スイッチング」といいます。）ができます。

スイッチングとは、「レインボーファンド」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに、「レインボーファンド」を構成する他のファンドの取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは、10万円以上1円単位からできます。また、スイッチングに際し、当該投資者が保有する一ファンドまたは複数のファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は3千円以上1円単位とします。

なお、「マネープールファンド」の取得はスイッチングによる取得申込みのみ可能とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。(詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)
(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

レインボーファンドは、7本（6本の業種・テーマ別ファンドおよびマネープールファンド）のスイッチング可能なファンドから構成されています。

- ・6本の業種・テーマ別ファンド ... 株式への投資により、信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行いません。
- ・マネープールファンド ... 公社債および株式への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行いません。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド共9,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）

レインボーファンド（市況産業ファンド）

レインボーファンド（公共株ファンド）

レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）

レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般	年1回	グローバル
大型株	年2回	日本
中小型株	年4回	
債券 一般	年6回	北米
公債	(隔月)	欧州
社債	年12回 (毎月)	アジア
その他債券 クレジット属性 ()		オセアニア
不動産投信	日々	中南米
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ
資産複合 ()		中近東 (中東)
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

レインボーファンド（地球環境ファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券			あり (適時ヘッジ)
一般	年6回 (隔月)	欧州	
公債			
社債			
その他債券	年12回 (毎月)	アジア	
クレジット属性 ()		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	
資産配分固定型		エマージング	
資産配分変更型			

レインボーファンド（マネープールファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般		
大型株	年2回	
中小型株		日本
	年4回	
債券		北米
一般	年6回	欧州
公債	(隔月)	
社債		アジア
その他債券	年12回	
クレジット属性	(毎月)	オセアニア
()	日々	
不動産投信		中南米
その他資産	その他	アフリカ
()	()	
資産複合		中近東
()		(中東)
資産配分固定型		エマージング
資産配分変更型		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

< 商品分類表定義 >

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)... 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型... 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株... 目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債... 目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債... 目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券... 目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載が

あるものをいう。

- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

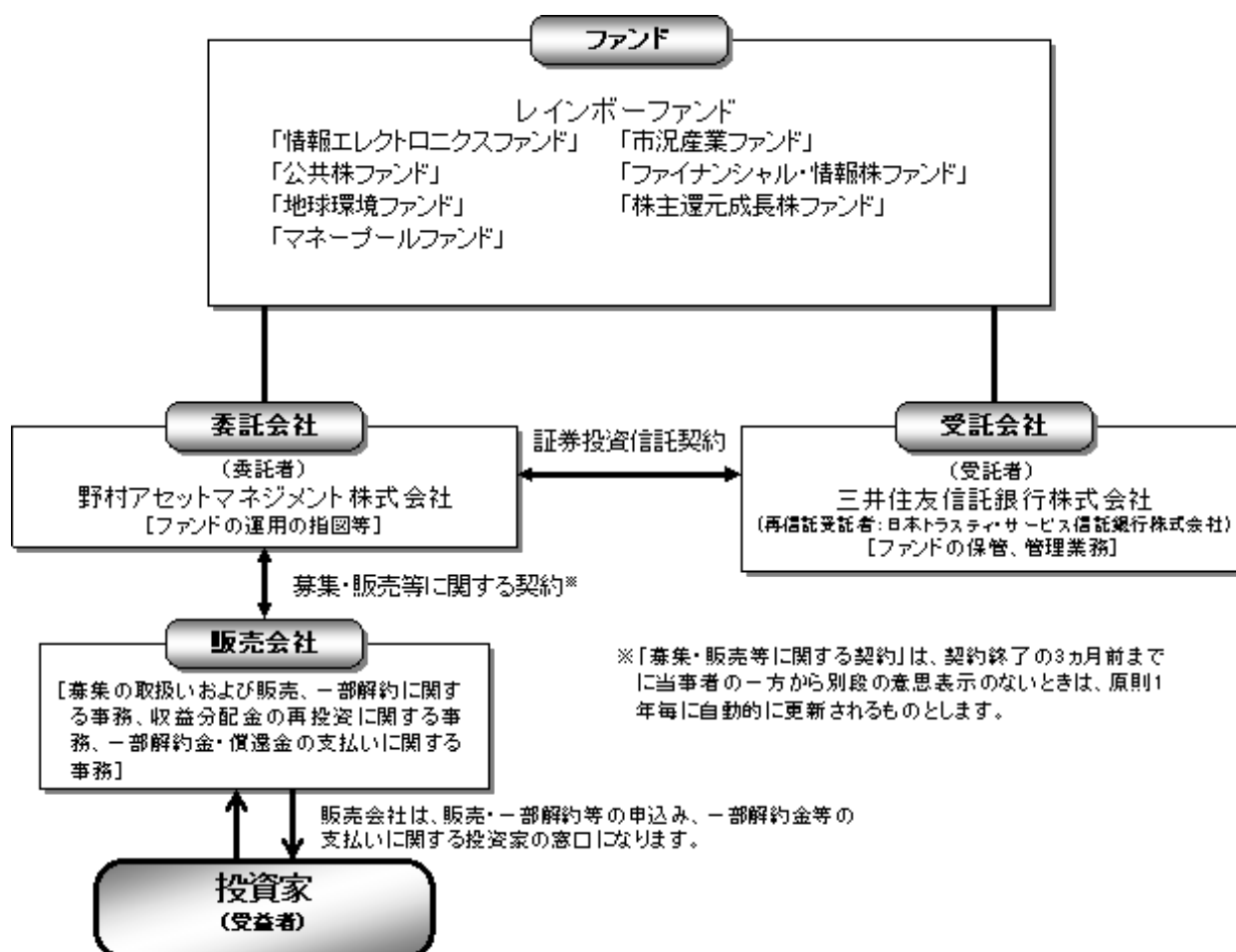
〔特殊型〕

- (1) プル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和59年2月22日	「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」および「マネープールファンド」の各ファンドについて、信託契約締結、各ファンドの設定日、運用開始
昭和62年12月1日	「ファイナンシャル・情報株ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成2年6月25日	「地球環境ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成3年4月15日	「株主還元成長株ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成25年3月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成25年3月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「情報エレクトロニクスファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、電気機器、精密機器などエレクトロニクスに関連する企業群や情報ソフトサービス、通信など情報通信に関連する企業群の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「市況産業ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、景気循環に関連度の強い繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属等の市況・素材産業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「公共株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、電気・ガス、運輸、放送・通信、建設、不動産等の公益および社会資本整備に関連する企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、銀行、証券、損保、その他金融関連企業およびそれを支える情報関連企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「地球環境ファンド」

- ・わが国および外国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、国際的に重要視される地球環境保全に貢献すると思われる日本および外国の企業の株式を主要投資対象とします。
- ・銘柄の選定にあたっては、企業の成長性および株式の市場性などに留意して分散投資をはかります。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

「株主還元成長株ファンド」

- ・わが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）のうち、株主還元が期待

できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のある企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式を主要投資対象とします。

- ・当面、株主還元が期待できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のある企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式に投資する予定ですが、市況等の展開により弾力的に対処します。
- ・株式組入比率は通常の状態のもとにおいては高位を維持します。

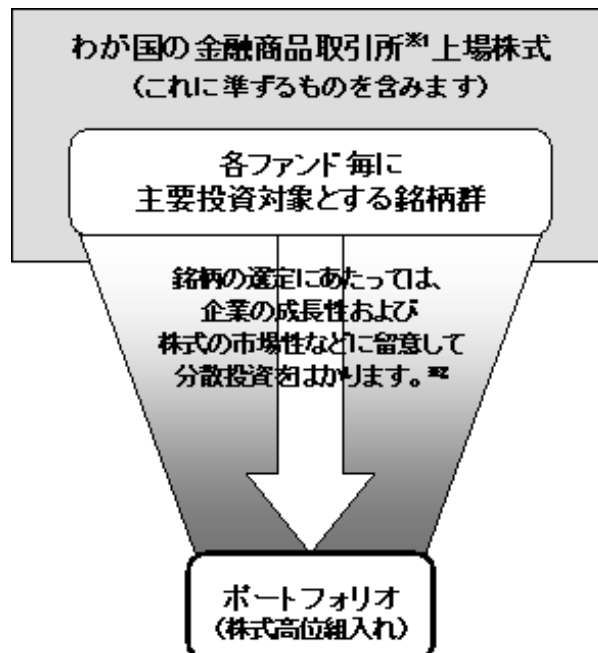
「マネープールファンド」

- ・円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）を主要投資対象とします。
- ・わが国の国債などの公社債への重点投資により、利息収入の確保をはかるとともに、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債 および株式にも投資し、利息収入および売買益の獲得をはかります。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含まず。）をいいます。

銘柄選択プロセスのイメージ図

（「マネープールファンド」を除く各ファンド）



1 「地球環境ファンド」については、わが国および外国の金融商品取引所とします。

2 「株主還元成長株ファンド」については、当面、株主還元が期待できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のある企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式に投資する予定ですが、市況等の展開により弾力的に対処します。

なお、資金動向、市況動向等によっては各々上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

マネープールファンド以外のファンド

わが国の金融商品取引所 上場株式(これに準ずるものを含まず。)のうち、各々以下の株式を主要投資対象とします。

「地球環境ファンド」については、わが国および外国の金融商品取引所とします。

情報エレクトロニクス ファンド	電気機器、精密機器などエレクトロニクスに関連する企業群や情報ソ フトサービス、通信など情報通信に関連する企業群の株式
市況産業ファンド	景気循環に関連度の強い繊維、化学、鉄鋼、非鉄金属等の市況・素材産 業の株式
公共株ファンド	電気・ガス、運輸、放送・通信、建設、不動産等の公益および社会資本整 備に関連する企業の株式
ファイナンシャル ・情報株ファンド	銀行、証券、損保、その他金融関連企業およびそれを支える情報関連企 業の株式
地球環境ファンド	国際的に重要視される地球環境保全に貢献すると思われる日本および 外国の企業の株式
株主還元成長株 ファンド	株主還元が期待できる企業（株式分割余力のある企業、増配余力のあ る企業）、株主資本の成長率が高い企業の株式

マネープールファンド

円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式（これに準ずるものを含まず。）を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

「情報エレクトロニクスファンド」、「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」、「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「株主還元成長株ファンド」および「マネープールファンド」共通有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

「地球環境ファンド」

有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 9の2. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定め

る受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

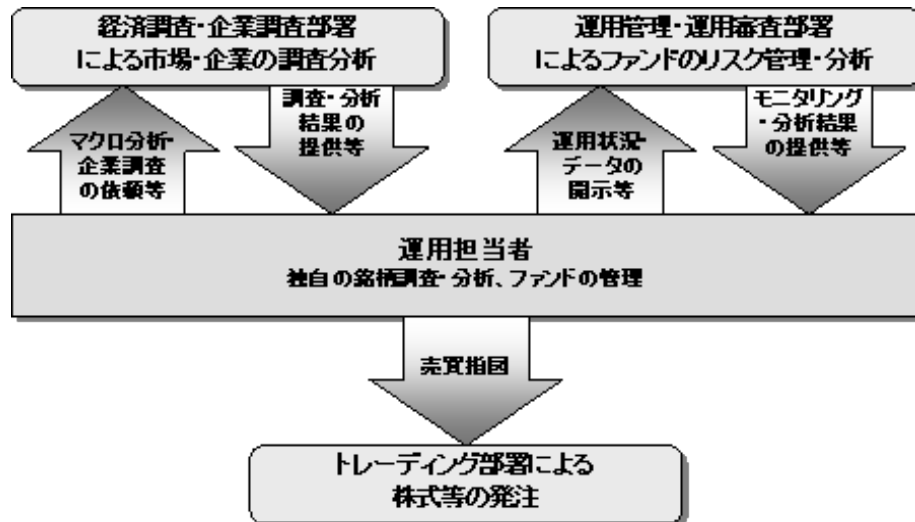
1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

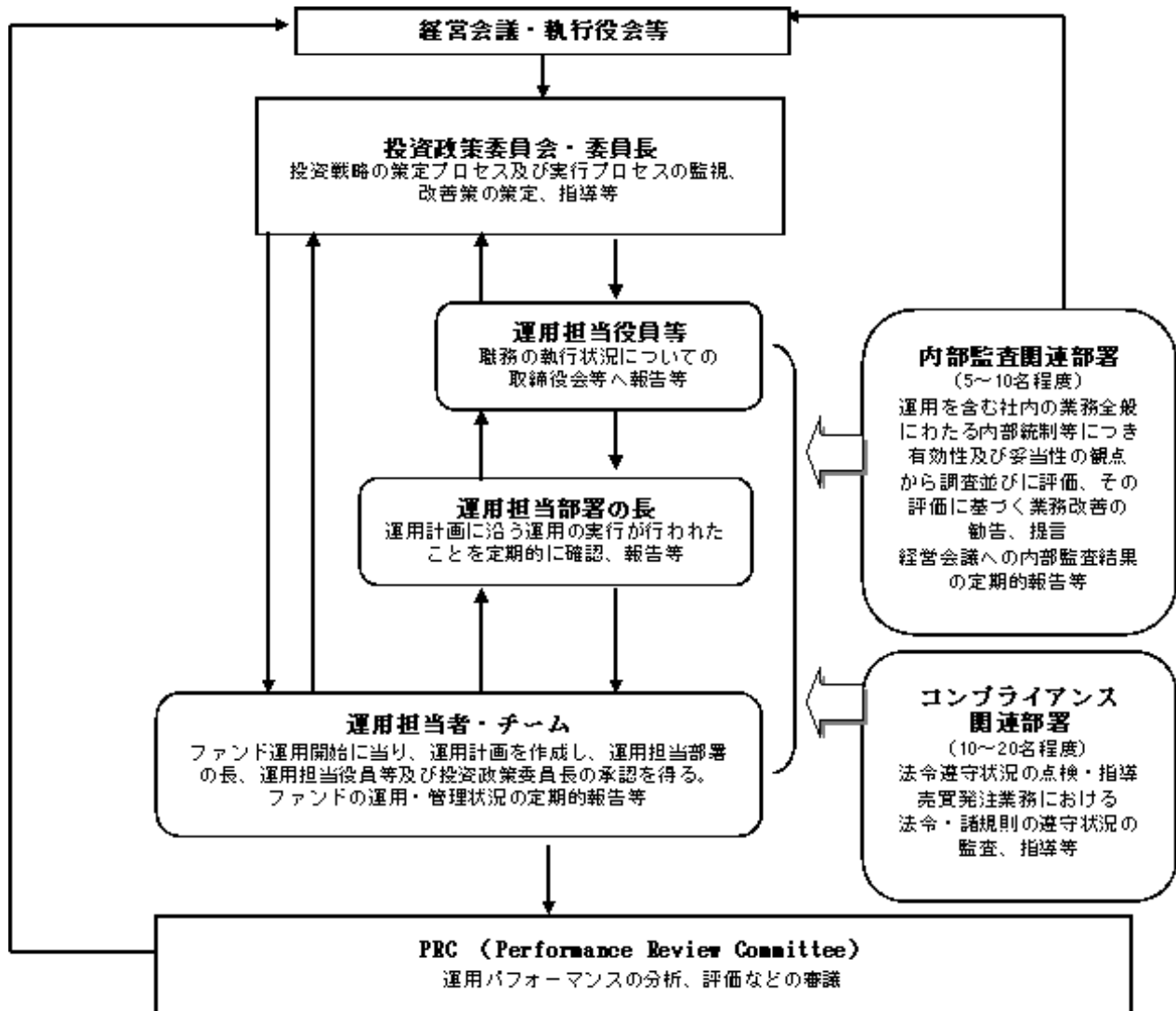
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

[マネープールファンドを除く各ファンド]

分配金額は委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して分配します。

[マネープールファンド]

分配金額は委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は留保します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年2月21日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます*が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

(5)【投資制限】

「マネープールファンド」を除く各ファンドに共通

株式への投資割合（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

[地球環境ファンド]

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

[地球環境ファンド以外の各ファンド]

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

[地球環境ファンド] (約款第20条の1)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下

「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

[地球環境ファンド以外の各ファンド] (約款第19条の2、「株主還元成長株ファンド」は約款第20条の1、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第21条)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

[地球環境ファンド] (約款第20条の2)

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全

部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[地球環境ファンド以外の各ファンド]（約款第19条の3、「株主還元成長株ファンド」は約款第20条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第22条）

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲

〔地球環境ファンド〕(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

〔地球環境ファンド以外の各ファンド〕(約款第18条、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第19条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、「株主還元成長株ファンド」以外の各ファンドにおいては、わが国の金融商品取引所第2部上場株式、上場予定株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式については、上記の比率を5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲（約款第18条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第19条の2）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条の2、「地球環境ファンド」「株主還元成長株ファンド」は約款第22条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第24条の2）

()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ（約款第23条の2、「地球環境ファンド」は約款第31条の2、「ファイナンシャル・情報株ファンド」は約款第30条の2、「株主還元成長株ファンド」は約款第29条の2）

()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

()委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

()当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

「マネープールファンド」

株式への投資割合（運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。本規定において同じ。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第19条の2)

()委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭

信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

()委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第19条の3）

- ()委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ()スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ()委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとし

す。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲（約款第18条）

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、わが国の金融商品取引所第2部上場株式、上場予定株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式については、上記の比率を5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

信用取引の指図範囲（約款第18条の2）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社

債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第20条の2）

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ()上記()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ()委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ（約款第23条の2）

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ()一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ()収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

マネープールファンドを除く各ファンド

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。またファンドは、特定のテーマに絞った株式に投資を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広いテーマで株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。

[為替変動リスク]

「地球環境ファンド」は、外貨建資産に投資した場合には為替変動の影響を受ける場合があります。

マネープールファンド

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

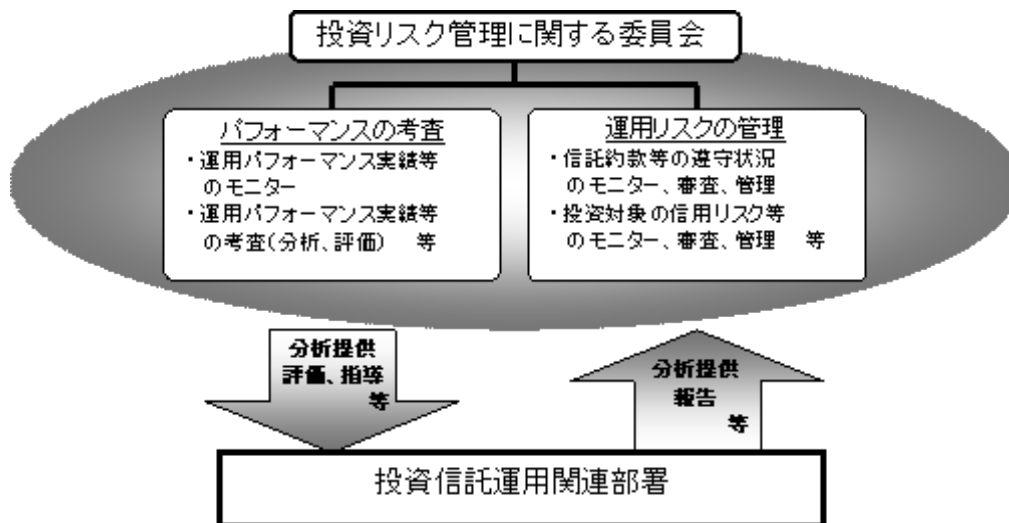
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込日の基準価額に2.1%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

マネープールファンドを除く各ファンド

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次のにより計算した額に、次のにより計算した額を加減して得た額とします。なお、により計算した額については委託者に限り適用します。

信託財産の純資産総額に年10,000分の157.5（税抜年10,000分の150）以内（平成25年5月10日現在は年10,000分の149.1（税抜年10,000分の142））の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年10,000分の42	年10,000分の90	年10,000分の10

* 上記配分は、平成25年5月10日現在の信託報酬率における配分です。

日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合（以下「基準価額倍率」といいます。）に応じ、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額

基準価額倍率が120%以上のとき	年10,000分の5.25（税抜年10,000分の5）を加える
基準価額倍率が110%以上120%未満のとき	年10,000分の3.15（税抜年10,000分の3）を加える
基準価額倍率が90%以上110%未満のとき	零
基準価額倍率が80%以上90%未満のとき	年10,000分の3.15（税抜年10,000分の3）を減じる
基準価額倍率が80%未満のとき	年10,000分の5.25（税抜年10,000分の5）を減じる

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

マネープールファンド

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

また、信託報酬とその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
2.0%以上のとき	年10,000分の147 (税抜年10,000分の140)	年10,000分の40	年10,000分の90	年10,000分の10
1.0%以上 2.0%未満のとき	年10,000分の94.5 (税抜年10,000分の90)	年10,000分の28	年10,000分の57	年10,000分の5
0.65%以上 1.0%未満のとき	年10,000分の57.75 (税抜年10,000分の55)	年10,000分の22	年10,000分の28	年10,000分の5
0.4%以上 0.65%未満のとき	年10,000分の31.5 (税抜年10,000分の30)	年10,000分の13	年10,000分の14	年10,000分の3
0.4%未満のとき	年10,000分の15.75 (税抜年10,000分の15) 以内	年10,000分の6.5 以内	年10,000分の 7.0以内	年10,000分の1.5 以内

* なお、平成25年5月10日現在の信託報酬率は年10,000分の2.1（税抜年10,000分の2）となっております。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。また、「地球環境ファンド」については、外貨建資産の保管等に要する費用も信託財産中から支払われます。

ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（国税（所得税及び復興特別所得税）7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

なお、配当控除の適用があります。（「マネープールファンド」は、配当控除は適用されません。）

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（国税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（国税7.147%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（国税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドは、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。（「マネープールファンド」は、益金不算入制度は適用されません。）

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

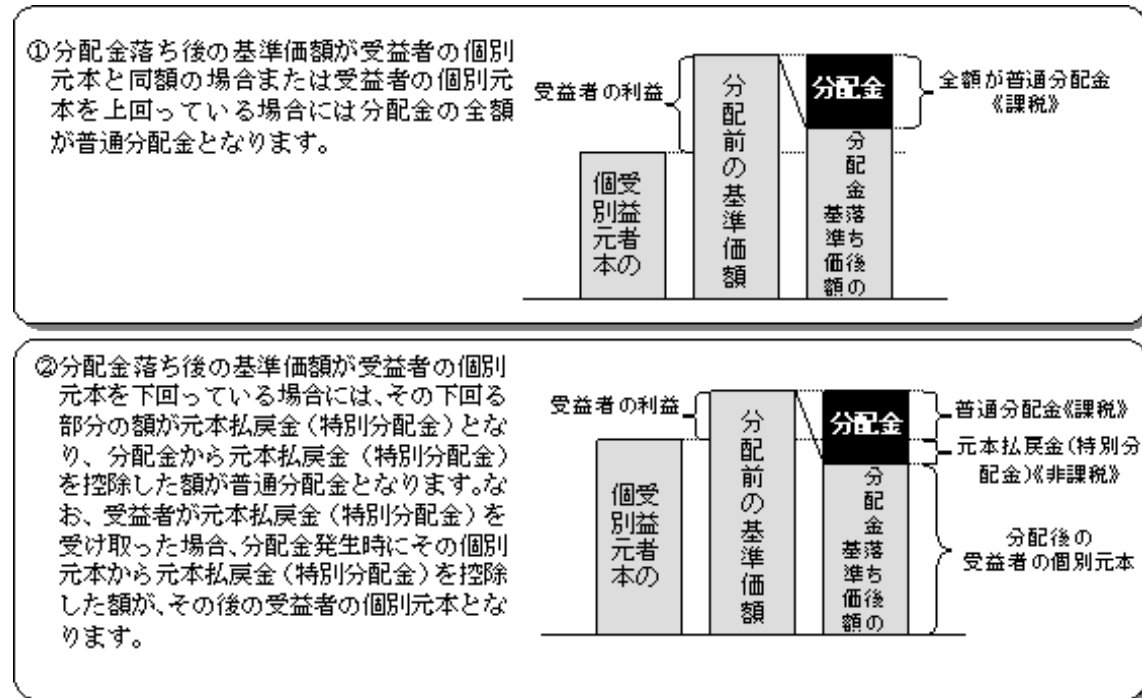
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成25年3月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

「情報エレクトロニクスファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	6,844,523,900	97.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		168,986,373	2.40
合計(純資産総額)		7,013,510,273	100.00

「市況産業ファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	285,449,800	96.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		10,624,862	3.58
合計(純資産総額)		296,074,662	100.00

「公共株ファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	797,300,200	96.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		28,490,950	3.45
合計(純資産総額)		825,791,150	100.00

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,332,813,400	94.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		75,428,263	5.35
合計(純資産総額)		1,408,241,663	100.00

「地球環境ファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	855,910,200	58.78
	アメリカ	400,421,537	27.50
	イギリス	22,248,044	1.52
	ドイツ	31,367,030	2.15
	フランス	14,376,354	0.98
	香港	61,761,823	4.24
	韓国	13,280,952	0.91
	小計	1,399,365,940	96.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		56,552,233	3.88
合計(純資産総額)		1,455,918,173	100.00

「株主還元成長株ファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,054,320,700	95.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		140,771,366	4.40
合計(純資産総額)		3,195,092,066	100.00

「マネーボールファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		276,449,214	100.00
合計(純資産総額)		276,449,214	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】
「情報エレクトロニクスファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	情報・通信業	1,100	258,800.00	284,680,000	396,500.00	436,150,000	6.21
2	日本	株式	東芝	電気機器	900,000	412.00	370,800,000	472.00	424,800,000	6.05
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	770,000	522.00	401,940,000	543.00	418,110,000	5.96
4	日本	株式	京セラ	電気機器	41,000	8,140.00	333,740,000	8,810.00	361,210,000	5.15
5	日本	株式	キヤノン	電気機器	100,000	3,305.00	330,500,000	3,400.00	340,000,000	4.84
6	日本	株式	村田製作所	電気機器	45,600	5,990.00	273,144,000	7,010.00	319,656,000	4.55
7	日本	株式	ディスコ	機械	60,000	5,350.00	321,000,000	5,320.00	319,200,000	4.55
8	日本	株式	ソニー	電気機器	190,000	1,331.00	252,890,000	1,642.00	311,980,000	4.44
9	日本	株式	三菱電機	電気機器	410,000	771.00	316,110,000	757.00	310,370,000	4.42
10	日本	株式	日東電工	化学	55,000	5,200.00	286,000,000	5,570.00	306,350,000	4.36
11	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	70,000	4,330.00	303,100,000	4,105.00	287,350,000	4.09
12	日本	株式	キーエンス	電気機器	9,200	25,970.00	238,924,000	28,630.00	263,396,000	3.75
13	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	59,000	3,310.00	195,290,000	4,340.00	256,060,000	3.65
14	日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	70,000	2,506.00	175,420,000	3,250.00	227,500,000	3.24
15	日本	株式	ニコン	精密機器	92,000	2,122.00	195,224,000	2,231.00	205,252,000	2.92
16	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	1,234	142,300.00	175,598,200	142,100.00	175,351,400	2.50
17	日本	株式	日本電産	電気機器	30,000	5,285.86	158,575,928	5,630.00	168,900,000	2.40
18	日本	株式	あいホールディングス	卸売業	190,000	718.00	136,420,000	879.00	167,010,000	2.38
19	日本	株式	日立国際電気	電気機器	177,000	830.49	146,998,100	864.00	152,928,000	2.18
20	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	12,300	8,730.00	107,379,000	10,210.00	125,583,000	1.79
21	日本	株式	クックパッド	サービス業	25,000	3,175.00	79,375,000	4,685.00	117,125,000	1.66
22	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	77,000	1,258.00	96,866,000	1,346.00	103,642,000	1.47
23	日本	株式	日立ハイテクノロジーズ	卸売業	50,000	1,985.00	99,250,000	1,980.00	99,000,000	1.41
24	日本	株式	マブチモーター	電気機器	19,000	4,490.00	85,310,000	5,090.00	96,710,000	1.37
25	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	550	154,300.00	84,865,000	163,100.00	89,705,000	1.27
26	日本	株式	日本ゼオン	化学	90,000	904.00	81,360,000	974.00	87,660,000	1.24
27	日本	株式	ディー・エヌ・エー	サービス業	30,000	2,548.00	76,440,000	2,555.00	76,650,000	1.09
28	日本	株式	パナソニック	電気機器	100,000	673.00	67,300,000	654.00	65,400,000	0.93
29	日本	株式	タツタ電線	非鉄金属	110,000	660.00	72,600,000	534.00	58,740,000	0.83
30	日本	株式	メック	化学	110,000	474.77	52,225,533	515.00	56,650,000	0.80

「市況産業ファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	J Xホールディングス	石油・石炭製品	46,000	548.00	25,208,000	521.00	23,966,000	8.09
2	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	100,000	249.00	24,900,000	235.00	23,500,000	7.93
3	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	16,600	1,044.00	17,330,400	1,161.00	19,272,600	6.50
4	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	35	497,500.00	17,412,500	500,000.00	17,500,000	5.91
5	日本	株式	住友化学	化学	48,000	278.00	13,344,000	293.00	14,064,000	4.75
6	日本	株式	ダイセル	化学	16,000	711.00	11,376,000	746.00	11,936,000	4.03
7	日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	8,000	1,427.00	11,416,000	1,343.00	10,744,000	3.62
8	日本	株式	大和工業	鉄鋼	3,600	2,593.00	9,334,800	2,762.00	9,943,200	3.35
9	日本	株式	大陽日酸	化学	15,000	639.00	9,585,000	638.00	9,570,000	3.23
10	日本	株式	三菱商事	卸売業	5,200	1,880.00	9,776,000	1,743.00	9,063,600	3.06
11	日本	株式	宇部興産	化学	45,000	188.00	8,460,000	185.00	8,325,000	2.81
12	日本	株式	東レ	繊維製品	13,000	566.00	7,358,000	636.00	8,268,000	2.79
13	日本	株式	A D E K A	化学	10,000	820.00	8,200,000	803.00	8,030,000	2.71
14	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,800	1,070.00	7,276,000	1,131.00	7,690,800	2.59
15	日本	株式	D O W Aホールディングス	非鉄金属	10,000	645.00	6,450,000	736.00	7,360,000	2.48
16	日本	株式	クラレ	化学	5,000	1,217.00	6,085,000	1,403.00	7,015,000	2.36
17	日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	3,900	1,946.00	7,589,400	1,767.00	6,891,300	2.32
18	日本	株式	信越化学工業	化学	1,000	5,660.00	5,660,000	6,250.00	6,250,000	2.11
19	日本	株式	岩谷産業	卸売業	13,000	361.00	4,693,000	435.00	5,655,000	1.90
20	日本	株式	日東電工	化学	900	5,200.00	4,680,000	5,570.00	5,013,000	1.69
21	日本	株式	三井金属鉱業	非鉄金属	20,000	224.40	4,488,156	241.00	4,820,000	1.62
22	日本	株式	J S R	化学	2,400	1,913.00	4,591,200	1,912.00	4,588,800	1.54
23	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	7,000	634.00	4,438,000	645.00	4,515,000	1.52
24	日本	株式	東洋インキ S Cホールディングス	化学	10,000	407.00	4,070,000	440.00	4,400,000	1.48
25	日本	株式	石油資源開発	鉱業	1,100	3,530.00	3,883,000	3,735.00	4,108,500	1.38
26	日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	9,000	415.00	3,735,000	435.00	3,915,000	1.32
27	日本	株式	阪和興業	卸売業	11,000	390.00	4,290,000	339.00	3,729,000	1.25
28	日本	株式	東亜合成	化学	9,000	387.00	3,483,000	409.00	3,681,000	1.24
29	日本	株式	大同特殊鋼	鉄鋼	7,000	468.00	3,276,000	512.00	3,584,000	1.21
30	日本	株式	日本化薬	化学	3,000	1,048.00	3,144,000	1,164.00	3,492,000	1.17

「公共株ファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	9,800	6,935.39	67,966,870	7,720.00	75,656,000	9.16
2	日本	株式	三菱地所	不動産業	23,000	2,160.40	49,689,373	2,596.00	59,708,000	7.23
3	日本	株式	三井不動産	不動産業	20,000	2,168.43	43,368,649	2,639.00	52,780,000	6.39
4	日本	株式	住友不動産	不動産業	11,000	2,909.74	32,007,181	3,595.00	39,545,000	4.78
5	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	72,000	454.68	32,737,411	514.00	37,008,000	4.48
6	日本	株式	積水ハウス	建設業	23,000	1,070.60	24,623,959	1,279.00	29,417,000	3.56
7	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	63,000	363.01	22,869,914	414.00	26,082,000	3.15
8	日本	株式	LI X I Lグループ	金属製品	11,300	1,985.71	22,438,628	1,858.00	20,995,400	2.54
9	日本	株式	日本航空	空運業	4,600	4,418.39	20,324,610	4,370.00	20,102,000	2.43
10	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,800	4,319.18	20,732,109	4,105.00	19,704,000	2.38
11	日本	株式	大東建託	建設業	2,400	8,350.00	20,040,000	8,020.00	19,248,000	2.33
12	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	134	142,955.85	19,156,084	142,100.00	19,041,400	2.30
13	日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	4,100	4,000.00	16,400,000	4,515.00	18,511,500	2.24
14	日本	株式	KDDI	情報・通信業	4,200	3,419.84	14,363,340	3,870.00	16,254,000	1.96
15	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	1,500	8,910.00	13,365,000	9,920.00	14,880,000	1.80
16	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	15,300	817.00	12,500,100	928.00	14,198,400	1.71
17	日本	株式	リンナイ	金属製品	2,000	6,548.28	13,096,560	6,770.00	13,540,000	1.63
18	日本	株式	電源開発	電気・ガス業	5,100	2,297.96	11,719,598	2,477.00	12,632,700	1.52
19	日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	6,700	1,536.00	10,291,200	1,740.00	11,658,000	1.41
20	日本	株式	空港施設	不動産業	17,800	476.74	8,485,991	624.00	11,107,200	1.34
21	日本	株式	住友林業	建設業	10,800	889.13	9,602,615	1,012.00	10,929,600	1.32
22	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	67	154,427.67	10,346,654	163,100.00	10,927,700	1.32
23	日本	株式	日立物流	陸運業	7,200	1,317.00	9,482,400	1,500.00	10,800,000	1.30
24	日本	株式	日本通運	陸運業	22,000	402.00	8,844,000	459.00	10,098,000	1.22
25	日本	株式	パーク24	不動産業	5,400	1,805.14	9,747,778	1,844.00	9,957,600	1.20
26	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	14,000	714.07	9,997,089	709.00	9,926,000	1.20
27	日本	株式	前田工業	その他製品	3,000	2,541.06	7,623,188	3,255.00	9,765,000	1.18
28	日本	株式	アイカ工業	化学	5,400	1,562.43	8,437,172	1,738.00	9,385,200	1.13
29	日本	株式	積水化学工業	化学	9,000	916.05	8,244,522	1,032.00	9,288,000	1.12
30	日本	株式	NI P P O	建設業	8,000	1,212.00	9,696,000	1,143.00	9,144,000	1.10

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	233,500	520.00	121,420,000	558.00	130,293,000	9.25
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	32,700	3,720.00	121,644,000	3,775.00	123,442,500	8.76
3	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	43,000	2,788.00	119,884,000	2,650.00	113,950,000	8.09
4	日本	株式	オリックス	その他金融業	95,000	1,031.00	97,945,000	1,191.00	113,145,000	8.03
5	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	483,900	201.00	97,263,900	199.00	96,296,100	6.83
6	日本	株式	横浜銀行	銀行業	156,000	478.00	74,568,000	545.00	85,020,000	6.03
7	日本	株式	千葉銀行	銀行業	95,000	601.00	57,095,000	675.00	64,125,000	4.55
8	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	31,000	1,993.00	61,783,000	2,066.00	64,046,000	4.54
9	日本	株式	アニコムホールディングス	保険業	53,500	866.00	46,331,000	1,043.00	55,800,500	3.96
10	日本	株式	りそなホールディングス	銀行業	107,000	426.00	45,582,000	488.00	52,216,000	3.70
11	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	34,000	1,357.00	46,138,000	1,519.00	51,646,000	3.66
12	日本	株式	第一生命保険	保険業	368	130,500.00	48,024,000	126,500.00	46,552,000	3.30
13	日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	9,000	3,805.00	34,245,000	4,720.00	42,480,000	3.01
14	日本	株式	ソニーフィナンシャルホールディングス	保険業	29,300	1,480.00	43,364,000	1,410.00	41,313,000	2.93
15	日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	90,000	362.00	32,580,000	443.00	39,870,000	2.83
16	日本	株式	セブン銀行	銀行業	84,000	257.49	21,629,953	305.00	25,620,000	1.81
17	日本	株式	芙蓉総合リース	その他金融業	6,500	3,235.00	21,027,500	3,540.00	23,010,000	1.63
18	日本	株式	D T S	情報・通信業	13,000	1,338.00	17,394,000	1,540.00	20,020,000	1.42
19	日本	株式	三菱UFJリース	その他金融業	40,000	415.76	16,630,646	497.00	19,880,000	1.41
20	日本	株式	京葉銀行	銀行業	36,000	469.00	16,884,000	534.00	19,224,000	1.36
21	日本	株式	静岡銀行	銀行業	13,000	957.95	12,453,355	1,060.00	13,780,000	0.97
22	日本	株式	アイネス	情報・通信業	19,000	645.00	12,255,000	701.00	13,319,000	0.94
23	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	40	273,900.00	10,956,000	313,500.00	12,540,000	0.89
24	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	11,000	1,126.00	12,386,000	1,136.00	12,496,000	0.88
25	日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	3,600	2,611.52	9,401,501	3,250.00	11,700,000	0.83
26	日本	株式	N S D	情報・通信業	10,000	979.00	9,790,000	1,064.00	10,640,000	0.75
27	日本	株式	新日鉄住金ソリューションズ	情報・通信業	5,300	1,754.00	9,296,200	1,791.00	9,492,300	0.67
28	日本	株式	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	15,000	467.21	7,008,181	483.00	7,245,000	0.51
29	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	2,000	2,626.00	5,252,000	2,677.00	5,354,000	0.38
30	日本	株式	イオンクレジットサービス	その他金融業	2,000	2,043.00	4,086,000	2,674.00	5,348,000	0.37

「地球環境ファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,800	4,765.00	51,462,000	4,860.00	52,488,000	3.60
2	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	13,600	3,475.00	47,260,000	3,555.00	48,348,000	3.32
3	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,100	6,830.00	41,663,000	7,720.00	47,092,000	3.23
4	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	12,900	2,807.00	36,210,300	3,170.00	40,893,000	2.80
5	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	30,400	1,044.00	31,737,600	1,161.00	35,294,400	2.42
6	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	15,600	2,201.71	34,346,683	2,174.43	33,921,201	2.32
7	香港	株式	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	商業・専門サービス	498,000	60.35	30,058,084	67.50	33,619,183	2.30
8	アメリカ	株式	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	8,900	3,435.64	30,577,253	3,687.70	32,820,534	2.25
9	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	1,600	18,745.10	29,992,168	20,060.86	32,097,384	2.20
10	アメリカ	株式	STERICYCLE INC	商業・専門サービス	3,200	9,016.57	28,853,035	9,986.22	31,955,932	2.19
11	ドイツ	株式	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	家庭用品	3,460	8,109.43	28,058,641	9,065.61	31,367,030	2.15
12	日本	株式	三菱商事	卸売業	17,100	1,880.00	32,148,000	1,743.00	29,805,300	2.04
13	アメリカ	株式	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	化学	5,700	5,176.51	29,506,118	5,215.07	29,725,913	2.04
14	日本	株式	山洋電気	電気機器	43,000	496.00	21,328,000	682.00	29,326,000	2.01
15	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	電力	4,000	6,860.00	27,440,028	7,305.80	29,223,216	2.00
16	アメリカ	株式	TRANSCANADA CORP	石油・ガス・消耗燃料	6,300	4,383.67	27,617,124	4,504.05	28,375,543	1.94
17	日本	株式	日立製作所	電気機器	52,000	522.00	27,144,000	543.00	28,236,000	1.93
18	香港	株式	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	ガス	54,000	462.37	24,968,412	521.16	28,142,640	1.93
19	アメリカ	株式	ANADARKO PETE	石油・ガス・消耗燃料	3,300	7,558.79	24,944,035	8,224.67	27,141,419	1.86
20	アメリカ	株式	JOHNSON CONTROLS INC	自動車部品	8,200	2,994.55	24,555,326	3,298.33	27,046,334	1.85
21	アメリカ	株式	WATERS CORP	ライフサイエンスツール サービス	3,000	8,683.63	26,050,909	8,832.23	26,496,706	1.81
22	アメリカ	株式	HONEYWELL INTERNATIONAL	航空宇宙・防衛	3,700	6,616.41	24,480,744	7,086.66	26,220,669	1.80
23	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	47,000	448.00	21,056,000	514.00	24,158,000	1.65
24	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	20,500	1,070.00	21,935,000	1,131.00	23,185,500	1.59
25	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	54,000	357.00	19,278,000	414.00	22,356,000	1.53
26	イギリス	株式	BG GROUP PLC	石油・ガス・消耗燃料	13,765	1,660.65	22,858,929	1,616.27	22,248,044	1.52
27	日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	13,800	1,383.00	19,085,400	1,603.00	22,121,400	1.51
28	アメリカ	株式	PRAXAIR INC	化学	2,100	10,381.23	21,800,601	10,490.33	22,029,707	1.51
29	日本	株式	丸紅	卸売業	31,000	674.00	20,894,000	703.00	21,793,000	1.49
30	日本	株式	エフビコ	化学	3,400	5,800.00	19,720,000	6,140.00	20,876,000	1.43

「株主還元成長株ファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	17,000	6,830.00	116,110,000	7,720.00	131,240,000	4.10
2	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	39,600	2,807.00	111,157,200	3,170.00	125,532,000	3.92
3	日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	34,700	3,280.00	113,816,000	3,450.00	119,715,000	3.74
4	日本	株式	日本新薬	医薬品	81,000	1,211.00	98,091,000	1,336.00	108,216,000	3.38
5	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	29,800	3,475.00	103,555,000	3,555.00	105,939,000	3.31
6	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	39,900	2,788.00	111,241,200	2,650.00	105,735,000	3.30
7	日本	株式	山洋電気	電気機器	147,000	496.00	72,912,000	682.00	100,254,000	3.13
8	日本	株式	キヤノン	電気機器	28,500	3,305.00	94,192,500	3,400.00	96,900,000	3.03
9	日本	株式	日本合成化学工業	化学	106,000	709.00	75,154,000	839.00	88,934,000	2.78
10	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	20,700	3,430.00	71,001,000	4,275.00	88,492,500	2.76
11	日本	株式	三菱電機	電気機器	116,000	771.00	89,436,000	757.00	87,812,000	2.74
12	日本	株式	ドン・キホーテ	小売業	20,900	3,740.00	78,166,000	4,170.00	87,153,000	2.72
13	日本	株式	第一興商	卸売業	34,000	2,365.00	80,410,000	2,523.00	85,782,000	2.68
14	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	71,300	1,070.00	76,291,000	1,131.00	80,640,300	2.52
15	日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	446	154,300.00	68,817,800	163,100.00	72,742,600	2.27
16	日本	株式	日本電産	電気機器	12,900	5,240.00	67,596,000	5,630.00	72,627,000	2.27
17	日本	株式	三井物産	卸売業	53,700	1,389.00	74,589,300	1,313.00	70,508,100	2.20
18	日本	株式	日立製作所	電気機器	128,000	522.00	66,816,000	543.00	69,504,000	2.17
19	日本	株式	総合メディカル	小売業	20,300	3,015.00	61,204,500	3,320.00	67,396,000	2.10
20	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	66,600	940.00	62,604,000	905.00	60,273,000	1.88
21	日本	株式	LIXILグループ	金属製品	30,900	2,003.00	61,892,700	1,858.00	57,412,200	1.79
22	日本	株式	クラレ	化学	40,500	1,217.00	49,288,500	1,403.00	56,821,500	1.77
23	日本	株式	日立ハイテクノロジーズ	卸売業	27,700	1,985.00	54,984,500	1,980.00	54,846,000	1.71
24	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	95,000	564.00	53,580,000	555.00	52,725,000	1.65
25	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	93,000	520.00	48,360,000	558.00	51,894,000	1.62
26	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	13,200	3,720.00	49,104,000	3,775.00	49,830,000	1.55
27	日本	株式	東芝	電気機器	100,000	414.77	41,477,148	472.00	47,200,000	1.47
28	日本	株式	ADEKA	化学	57,300	820.00	46,986,000	803.00	46,011,900	1.44
29	日本	株式	ダイセル	化学	58,000	711.00	41,238,000	746.00	43,268,000	1.35
30	日本	株式	東邦ホールディングス	卸売業	19,400	1,919.00	37,228,600	2,176.00	42,214,400	1.32

「マネーボールファンド」
該当事項はありません。

種類別及び業種別投資比率

「情報エレクトロニクスファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	化学	6.42
	非鉄金属	1.93
	機械	4.89
	電気機器	49.02
	精密機器	2.92
	情報・通信業	24.94
	卸売業	3.79
	サービス業	3.64
	小計	97.59
合計		97.59

「市況産業ファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	鉱業	7.29
	繊維製品	2.79
	化学	33.71
	石油・石炭製品	8.09
	ガラス・土石製品	2.30
	鉄鋼	17.76
	非鉄金属	14.82
	海運業	0.33
	卸売業	9.27
	小計	96.41
合計		96.41

「公共株ファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	14.92
	化学	2.26
	ガラス・土石製品	1.02
	金属製品	4.18
	機械	0.71
	電気機器	0.46
	その他製品	1.60
	電気・ガス業	13.15
	陸運業	21.05
	空運業	2.43
	倉庫・運輸関連業	1.77
	情報・通信業	7.98
	不動産業	24.58
	サービス業	0.38
	小計	96.54
合計		96.54

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	情報・通信業	8.91
	銀行業	50.54
	保険業	23.72
	その他金融業	11.45
	小計	94.64
合計		94.64

「地球環境ファンド」

種類	国内 / 海外	業種	投資比率 (%)	
株式	国内	パルプ・紙	0.93	
		化学	3.84	
		ゴム製品	4.32	
		鉄鋼	0.51	
		非鉄金属	4.78	
		金属製品	2.22	
		機械	5.42	
		電気機器	11.16	
		輸送用機器	10.57	
		電気・ガス業	4.14	
		陸運業	3.23	
		卸売業	6.92	
		サービス業	0.68	
		海外	石油・ガス・消耗燃料	6.58
	化学		4.46	
	航空宇宙・防衛		1.80	
	電気設備		1.01	
	コングロマリット		2.32	
	商社・流通業		1.40	
	商業・専門サービス		6.75	
	自動車部品		1.85	
	家庭用品		2.15	
	情報技術サービス		2.20	
	電力		2.00	
	ガス		1.93	
	総合公益事業		0.98	
	ライフサイエンスツールサービス		1.81	
			小計	96.11
	合計			96.11

「株主還元成長株ファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	1.08
	食料品	1.05
	化学	10.80
	医薬品	3.60
	ゴム製品	4.21
	ガラス・土石製品	0.17
	鉄鋼	0.39
	金属製品	1.98
	機械	1.49
	電気機器	16.54
	輸送用機器	11.84
	精密機器	0.17
	その他製品	0.68
	電気・ガス業	0.41
	陸運業	4.27
	倉庫・運輸関連業	0.79
	情報・通信業	5.66
	卸売業	10.70
	小売業	6.54
	銀行業	4.42
	保険業	4.61
	その他金融業	0.41
	不動産業	0.90
サービス業	2.76	
	小計	95.59
合計		95.59

「マネーブルファンド」

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。
「情報エレクトロニクスファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期 (2004年2月23日)	36,951	37,202	0.7357	0.7407
第21期 (2005年2月21日)	34,956	34,956	0.7298	0.7298
第22期 (2006年2月21日)	32,944	33,198	0.9093	0.9163
第23期 (2007年2月21日)	25,666	25,831	0.9301	0.9361
第24期 (2008年2月21日)	16,661	16,661	0.7580	0.7580
第25期 (2009年2月23日)	7,966	8,005	0.4015	0.4035
第26期 (2010年2月22日)	9,470	9,607	0.5537	0.5617
第27期 (2011年2月21日)	8,221	8,292	0.5775	0.5825
第28期 (2012年2月21日)	5,401	5,438	0.4329	0.4359
第29期 (2013年2月21日)	6,403	6,503	0.5784	0.5874
2012年3月末日	5,705		0.4626	
4月末日	5,447		0.4451	
5月末日	4,674		0.3891	
6月末日	4,938		0.4140	
7月末日	4,559		0.3869	
8月末日	4,522		0.3884	
9月末日	4,564		0.3950	
10月末日	4,523		0.3952	
11月末日	4,887		0.4311	
12月末日	5,320		0.4738	
2013年1月末日	6,142		0.5504	
2月末日	6,484		0.5875	
3月末日	7,013		0.6401	

「市況産業ファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期 (2004年2月23日)	1,001	1,006	0.5461	0.5491
第21期 (2005年2月21日)	950	957	0.6625	0.6675
第22期 (2006年2月21日)	1,741	1,750	1.0840	1.0900
第23期 (2007年2月21日)	1,359	1,387	1.2407	1.2667
第24期 (2008年2月21日)	858	858	0.9525	0.9525
第25期 (2009年2月23日)	410	414	0.4722	0.4762
第26期 (2010年2月22日)	465	470	0.6190	0.6260
第27期 (2011年2月21日)	391	395	0.6445	0.6515
第28期 (2012年2月21日)	295	297	0.5271	0.5301
第29期 (2013年2月21日)	287	291	0.5621	0.5711
2012年3月末日	307		0.5449	
4月末日	290		0.5099	
5月末日	259		0.4440	
6月末日	265		0.4553	
7月末日	247		0.4302	
8月末日	232		0.4213	
9月末日	234		0.4313	
10月末日	242		0.4448	
11月末日	245		0.4648	
12月末日	265		0.5120	
2013年1月末日	290		0.5616	
2月末日	296		0.5708	
3月末日	296		0.5803	

「公共株ファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期 (2004年2月23日)	8,022	8,074	0.6241	0.6281
第21期 (2005年2月21日)	7,795	7,886	0.6888	0.6968
第22期 (2006年2月21日)	7,370	7,456	0.9394	0.9504
第23期 (2007年2月21日)	5,139	5,232	1.1054	1.1254
第24期 (2008年2月21日)	2,699	2,699	0.7665	0.7665
第25期 (2009年2月23日)	1,838	1,845	0.5427	0.5447
第26期 (2010年2月22日)	1,742	1,771	0.6023	0.6123
第27期 (2011年2月21日)	662	668	0.6221	0.6271
第28期 (2012年2月21日)	538	542	0.5396	0.5436
第29期 (2013年2月21日)	630	641	0.6509	0.6619
2012年3月末日	559		0.5630	
4月末日	534		0.5384	
5月末日	492		0.4967	
6月末日	534		0.5392	
7月末日	525		0.5308	
8月末日	524		0.5300	
9月末日	541		0.5477	
10月末日	534		0.5463	
11月末日	543		0.5575	
12月末日	591		0.6117	
2013年1月末日	631		0.6511	
2月末日	658		0.6695	
3月末日	825		0.7326	

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17期 (2004年2月23日)	2,633	2,641	0.3541	0.3551
第18期 (2005年2月21日)	3,407	3,414	0.4646	0.4656
第19期 (2006年2月21日)	5,298	5,306	0.7108	0.7118
第20期 (2007年2月21日)	4,880	4,880	0.7184	0.7184
第21期 (2008年2月21日)	2,750	2,750	0.4526	0.4526
第22期 (2009年2月23日)	1,185	1,191	0.2260	0.2270
第23期 (2010年2月22日)	1,626	1,633	0.2606	0.2616
第24期 (2011年2月21日)	1,535	1,562	0.2882	0.2932
第25期 (2012年2月21日)	1,140	1,154	0.2389	0.2419
第26期 (2013年2月21日)	1,253	1,273	0.3078	0.3128
2012年3月末日	1,211		0.2506	
4月末日	1,123		0.2343	
5月末日	888		0.2059	
6月末日	985		0.2293	
7月末日	949		0.2229	
8月末日	933		0.2214	
9月末日	970		0.2313	
10月末日	982		0.2369	
11月末日	990		0.2424	
12月末日	1,113		0.2716	
2013年1月末日	1,227		0.3026	
2月末日	1,271		0.3070	
3月末日	1,408		0.3347	

「地球環境ファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第14期 (2004年2月23日)	4,041	4,062	0.5684	0.5713
第15期 (2005年2月21日)	4,173	4,237	0.6503	0.6603
第16期 (2006年2月21日)	4,274	4,337	0.8787	0.8917
第17期 (2007年2月21日)	4,040	4,092	0.9585	0.9707
第18期 (2008年2月21日)	3,149	3,166	0.8938	0.8988
第19期 (2009年2月23日)	1,614	1,629	0.5281	0.5331
第20期 (2010年2月22日)	1,763	1,791	0.7013	0.7123
第21期 (2011年2月21日)	1,805	1,826	0.7716	0.7806
第22期 (2012年2月21日)	1,371	1,373	0.6672	0.6682
第23期 (2013年2月21日)	1,361	1,381	0.7208	0.7318
2012年3月末日	1,402		0.6872	
4月末日	1,345		0.6659	
5月末日	1,206		0.5995	
6月末日	1,241		0.6191	
7月末日	1,229		0.6162	
8月末日	1,215		0.6137	
9月末日	1,217		0.6161	
10月末日	1,207		0.6125	
11月末日	1,228		0.6322	
12月末日	1,264		0.6641	
2013年1月末日	1,348		0.7137	
2月末日	1,382		0.7239	
3月末日	1,455		0.7690	

「株主還元成長株ファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13期 (2004年2月23日)	9,922	9,965	0.4681	0.4701
第14期 (2005年2月21日)	9,646	9,705	0.4913	0.4943
第15期 (2006年2月21日)	12,090	12,197	0.6794	0.6854
第16期 (2007年2月21日)	11,186	11,308	0.7353	0.7433
第17期 (2008年2月21日)	7,134	7,134	0.5454	0.5454
第18期 (2009年2月23日)	3,371	3,396	0.2702	0.2722
第19期 (2010年2月22日)	3,779	3,847	0.3331	0.3391
第20期 (2011年2月21日)	3,735	3,777	0.3550	0.3590
第21期 (2012年2月21日)	2,955	2,975	0.3010	0.3030
第22期 (2013年2月21日)	3,039	3,093	0.3380	0.3440
2012年3月末日	3,082		0.3185	
4月末日	2,945		0.3059	
5月末日	2,614		0.2726	
6月末日	2,731		0.2865	
7月末日	2,609		0.2755	
8月末日	2,567		0.2737	
9月末日	2,559		0.2747	
10月末日	2,556		0.2756	
11月末日	2,630		0.2856	
12月末日	2,790		0.3052	
2013年1月末日	3,010		0.3339	
2月末日	3,024		0.3398	
3月末日	3,195		0.3651	

「マネーボールファンド」

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20期 (2004年2月23日)	431	431	1.0014	1.0014
第21期 (2005年2月21日)	386	386	1.0014	1.0014
第22期 (2006年2月21日)	578	578	1.0014	1.0014
第23期 (2007年2月21日)	529	529	1.0021	1.0026
第24期 (2008年2月21日)	331	331	1.0035	1.0045
第25期 (2009年2月23日)	270	271	1.0047	1.0057
第26期 (2010年2月22日)	138	139	1.0053	1.0058
第27期 (2011年2月21日)	124	124	1.0057	1.0062
第28期 (2012年2月21日)	101	101	1.0060	1.0065
第29期 (2013年2月21日)	90	90	1.0064	1.0069
2012年3月末日	97		1.0061	
4月末日	91		1.0061	
5月末日	81		1.0062	
6月末日	81		1.0063	
7月末日	76		1.0064	
8月末日	92		1.0064	
9月末日	88		1.0065	
10月末日	79		1.0066	
11月末日	88		1.0066	
12月末日	86		1.0067	
2013年1月末日	86		1.0068	
2月末日	281		1.0064	
3月末日	276		1.0064	

【分配の推移】

「情報エレクトロニクスファンド」

期	1口当たりの分配金
第20期	0.0050 円
第21期	0.0000 円
第22期	0.0070 円
第23期	0.0060 円
第24期	0.0000 円
第25期	0.0020 円
第26期	0.0080 円
第27期	0.0050 円
第28期	0.0030 円
第29期	0.0090 円

「市況産業ファンド」

期	1口当たりの分配金
第20期	0.0030 円
第21期	0.0050 円
第22期	0.0060 円
第23期	0.0260 円
第24期	0.0000 円
第25期	0.0040 円
第26期	0.0070 円
第27期	0.0070 円
第28期	0.0030 円
第29期	0.0090 円

「公共株ファンド」

期	1口当たりの分配金
第20期	0.0040 円
第21期	0.0080 円
第22期	0.0110 円
第23期	0.0200 円
第24期	0.0000 円
第25期	0.0020 円
第26期	0.0100 円
第27期	0.0050 円
第28期	0.0040 円
第29期	0.0110 円

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

期	1口当たりの分配金
第17期	0.0010 円
第18期	0.0010 円
第19期	0.0010 円
第20期	0.0000 円
第21期	0.0000 円
第22期	0.0010 円
第23期	0.0010 円
第24期	0.0050 円
第25期	0.0030 円
第26期	0.0050 円

「地球環境ファンド」

期	1口当たりの分配金
第14期	0.0030 円
第15期	0.0100 円
第16期	0.0130 円
第17期	0.0130 円
第18期	0.0050 円
第19期	0.0050 円
第20期	0.0110 円
第21期	0.0090 円
第22期	0.0010 円
第23期	0.0110 円

「株主還元成長株ファンド」

期	1口当たりの分配金
第13期	0.0020 円
第14期	0.0030 円
第15期	0.0060 円
第16期	0.0080 円
第17期	0.0000 円
第18期	0.0020 円
第19期	0.0060 円
第20期	0.0040 円
第21期	0.0020 円
第22期	0.0060 円

「マネーボールファンド」

期	1口当たりの分配金
第20期	0.0000 円
第21期	0.0000 円
第22期	0.0000 円
第23期	0.0005 円
第24期	0.0010 円
第25期	0.0010 円
第26期	0.0005 円
第27期	0.0005 円
第28期	0.0005 円
第29期	0.0005 円

【収益率の推移】

「情報エレクトロニクスファンド」

期	収益率
第20期	35.3 %
第21期	0.8 %
第22期	25.6 %
第23期	2.9 %
第24期	18.5 %
第25期	46.8 %
第26期	39.9 %
第27期	5.2 %
第28期	24.5 %
第29期	35.7 %

「市況産業ファンド」

期	収益率
第20期	35.0 %
第21期	22.2 %
第22期	64.5 %
第23期	16.9 %
第24期	23.2 %
第25期	50.0 %
第26期	32.6 %
第27期	5.3 %
第28期	17.8 %
第29期	8.3 %

「公共株ファンド」

期	収益率
第20期	26.7 %
第21期	11.6 %
第22期	38.0 %
第23期	19.8 %
第24期	30.7 %
第25期	28.9 %
第26期	12.8 %
第27期	4.1 %
第28期	12.6 %
第29期	22.7 %

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

期	収益率
第17期	54.9 %
第18期	31.5 %
第19期	53.2 %
第20期	1.1 %
第21期	37.0 %
第22期	49.8 %
第23期	15.8 %
第24期	12.5 %
第25期	16.1 %
第26期	30.9 %

「地球環境ファンド」

期	収益率
第14期	30.3 %
第15期	16.2 %
第16期	37.1 %
第17期	10.5 %
第18期	6.2 %
第19期	40.4 %
第20期	34.9 %
第21期	11.3 %
第22期	13.4 %
第23期	9.7 %

「株主還元成長株ファンド」

期	収益率
第13期	14.8 %
第14期	5.6 %
第15期	39.5 %
第16期	9.4 %
第17期	25.8 %
第18期	50.1 %
第19期	25.5 %
第20期	7.8 %
第21期	14.6 %
第22期	14.3 %

「マネーブルファンド」

期	収益率
第20期	0.0 %
第21期	0.0 %
第22期	0.0 %
第23期	0.1 %
第24期	0.2 %
第25期	0.2 %
第26期	0.1 %
第27期	0.1 %
第28期	0.1 %
第29期	0.1 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

「情報エレクトロニクスファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第20期	7,492,835,657	13,304,446,368	50,224,890,274
第21期	10,038,854,292	12,365,706,912	47,898,037,654
第22期	4,409,531,961	16,077,565,449	36,230,004,166
第23期	2,221,508,701	10,857,267,434	27,594,245,433
第24期	565,254,782	6,179,400,037	21,980,100,178
第25期	162,736,933	2,300,956,337	19,841,880,774
第26期	1,009,997,429	3,747,314,068	17,104,564,135
第27期	451,018,954	3,317,746,369	14,237,836,720
第28期	228,385,768	1,989,887,203	12,476,335,285
第29期	232,411,882	1,637,237,793	11,071,509,374

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「市況産業ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第20期	646,750,837	877,837,947	1,833,842,346
第21期	343,053,335	742,440,037	1,434,455,644
第22期	1,377,779,684	1,205,880,189	1,606,355,139
第23期	267,682,841	778,449,015	1,095,588,965
第24期	335,343,659	529,663,080	901,269,544
第25期	157,800,517	189,404,125	869,665,936
第26期	190,943,395	308,469,554	752,139,777
第27期	70,813,871	215,606,235	607,347,413
第28期	130,904,701	177,803,754	560,448,360
第29期	92,537,594	141,746,278	511,239,676

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「公共株ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第20期	2,963,058,675	1,798,884,803	12,854,527,421
第21期	259,784,805	1,796,403,126	11,317,909,100
第22期	492,215,766	3,963,842,738	7,846,282,128
第23期	482,843,383	3,679,265,036	4,649,860,475
第24期	89,296,418	1,217,696,915	3,521,459,978
第25期	50,278,745	184,666,691	3,387,072,032
第26期	45,238,922	539,101,059	2,893,209,895
第27期	46,595,533	1,874,080,504	1,065,724,924
第28期	17,619,141	85,890,157	997,453,908
第29期	28,189,559	56,799,763	968,843,704

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第17期	7,109,324,212	8,563,130,415	7,437,619,976
第18期	6,633,469,534	6,738,018,832	7,333,070,678
第19期	7,721,105,446	7,598,956,042	7,455,220,082
第20期	3,385,351,405	4,047,225,796	6,793,345,691
第21期	1,394,698,834	2,110,057,967	6,077,986,558
第22期	607,180,970	1,437,904,515	5,247,263,013
第23期	5,485,772,594	4,488,866,469	6,244,169,138
第24期	429,804,326	1,343,940,392	5,330,033,072
第25期	653,011,153	1,209,247,492	4,773,796,733
第26期	386,354,709	1,087,442,938	4,072,708,504

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「地球環境ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第14期	88,588,200	1,146,700,842	7,110,784,404
第15期	196,458,340	890,089,690	6,417,153,054
第16期	899,150,230	2,452,166,528	4,864,136,756
第17期	149,521,843	797,738,029	4,215,920,570
第18期	253,552,181	945,928,153	3,523,544,598
第19期	205,953,206	673,228,969	3,056,268,835
第20期	42,266,391	584,052,365	2,514,482,861
第21期	50,190,166	224,454,418	2,340,218,609
第22期	29,691,825	313,900,159	2,056,010,275
第23期	6,199,973	174,058,184	1,888,152,064

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「株主還元成長株ファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13期	605,872,048	2,383,675,184	21,199,169,589
第14期	898,912,827	2,464,901,721	19,633,180,695
第15期	1,850,635,243	3,686,935,957	17,796,879,981
第16期	583,840,477	3,167,516,601	15,213,203,857
第17期	307,813,317	2,439,505,044	13,081,512,130
第18期	208,227,931	814,474,628	12,475,265,433
第19期	167,939,292	1,299,375,914	11,343,828,811
第20期	216,099,195	1,036,853,266	10,523,074,740
第21期	185,024,569	887,936,682	9,820,162,627
第22期	178,351,167	1,008,131,201	8,990,382,593

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

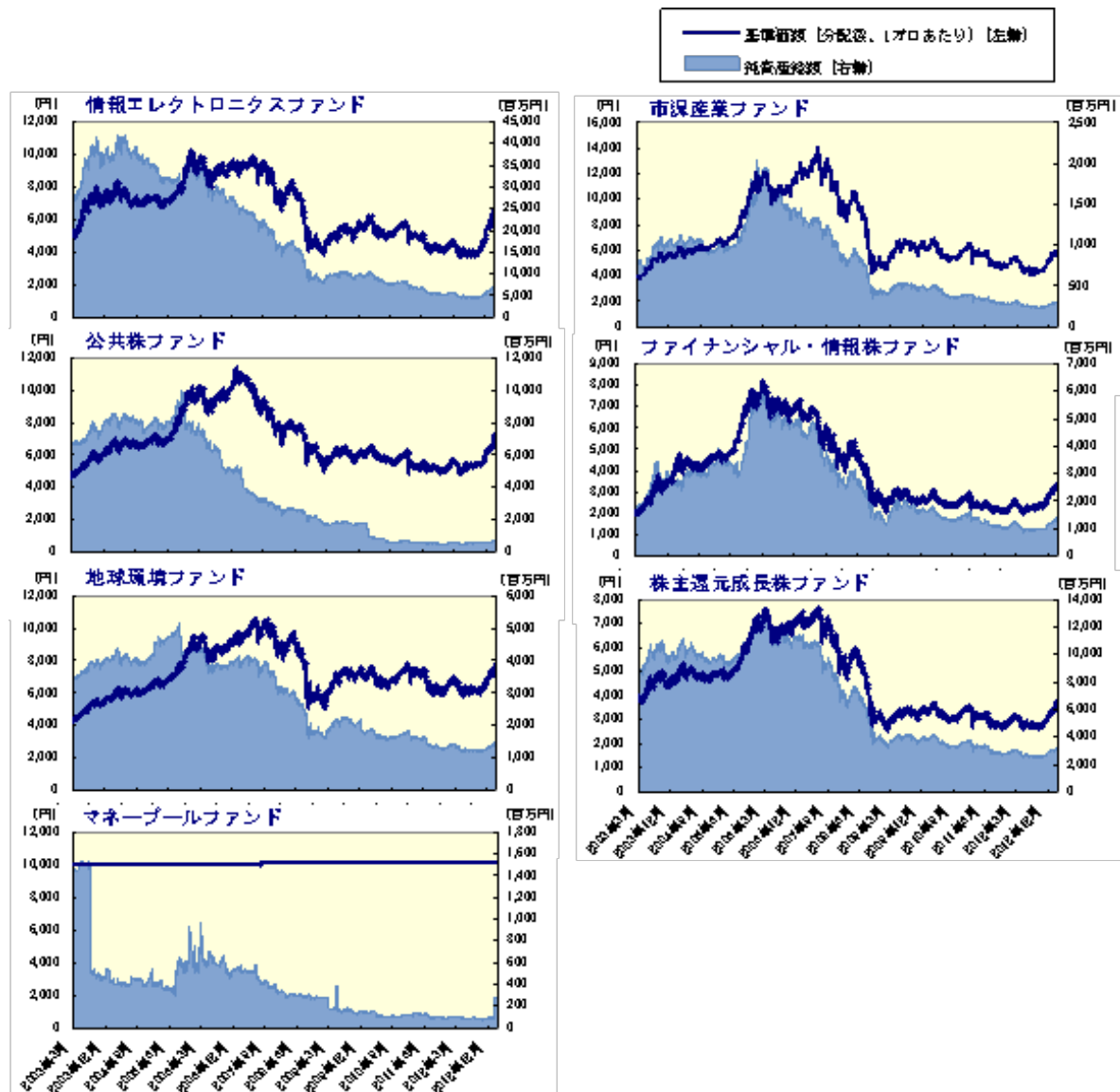
「マネープールファンド」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第20期	796,626,355	1,835,987,828	430,418,616
第21期	825,847,080	870,523,335	385,742,361
第22期	2,951,153,866	2,759,553,514	577,342,713
第23期	2,206,324,536	2,255,526,488	528,140,761
第24期	856,422,339	1,054,471,706	330,091,394
第25期	358,963,617	419,564,255	269,490,756
第26期	562,945,232	694,190,848	138,245,140
第27期	182,478,365	196,665,128	124,058,377
第28期	149,469,970	172,578,056	100,950,291
第29期	156,186,705	167,115,132	90,021,864

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2013年3月29日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

	情報エレクトロニクス ファンド [※]	市況産業ファンド [※]	公共株ファンド [※]	ファイナンス・ 情報株ファンド [※]	地球環境ファンド [※]	株主還元 成長株ファンド [※]	マネープールファンド [※]
2013年2月	90 円	90 円	110 円	50 円	110 円	60 円	5 円
2012年2月	30 円	30 円	40 円	30 円	10 円	20 円	5 円
2011年2月	50 円	70 円	50 円	50 円	90 円	40 円	5 円
2010年2月	80 円	70 円	100 円	10 円	110 円	60 円	5 円
2009年2月	20 円	40 円	20 円	10 円	50 円	20 円	10 円
設定来累計	3,730 円	7,650 円	10,340 円	1,370 円	1,290 円	975 円	3,960 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率(上位)			
情報エレクトロニクスファンド			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	情報・通信業	6.2
2	東芝	電気機器	6.1
3	日立製作所	電気機器	6.0
4	京セラ	電気機器	5.2
5	キヤノン	電気機器	4.8
6	村田製作所	電気機器	4.6
7	ディスコ	機械	4.6
8	ソニー	電気機器	4.4
9	三菱電機	電気機器	4.4
10	日東電工	化学	4.4
市況産業ファンド			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	JXホールディングス	石油・石炭製品	8.1
2	新日鐵住金	鉄鋼	7.9
3	住友電気工業	非鉄金属	6.5
4	国際石油開発帝石	鉱業	5.9
5	住友化学	化学	4.8
6	ダイセル	化学	4.0
7	住友金属鉱山	非鉄金属	3.6
8	大和工業	鉄鋼	3.4
9	大塚日酸	化学	3.2
10	三菱商事	卸売業	3.1
公共株ファンド			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	東日本旅客鉄道	陸運業	9.2
2	三井不動産	不動産業	7.2
3	三井不動産	不動産業	6.4
4	住友不動産	不動産業	4.8
5	東京瓦斯	電気・ガス業	4.5
6	積水ハウス	建設業	3.6
7	大阪瓦斯	電気・ガス業	3.2
8	LIXILグループ	金属製品	2.5
9	日本航空	空運業	2.4
10	日本電信電話	情報・通信業	2.4
ファイナンシャル・情報株ファンド			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	9.3
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	8.8
3	東京海上ホールディングス	保険業	8.1
4	オリックス	その他金融業	8.0
5	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	6.8
6	横正銀行	銀行業	6.0
7	千葉銀行	銀行業	4.6
8	M&Aインシュアランスグループホールディングス	保険業	4.5
9	アニコムホールディングス	保険業	4.0
10	りそなホールディングス	銀行業	3.7
地球環境ファンド			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.6
2	本田技研工業	輸送用機器	3.3
3	東日本旅客鉄道	陸運業	3.2
4	ブリヂストン	ゴム製品	2.8
5	住友電気工業	非鉄金属	2.4
6	GENERAL ELEC CO	コングロマリット	2.3
7	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	商業・専門サービス	2.3
8	WASTE MANAGEMENT INC	商業・専門サービス	2.3
9	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	2.2
10	STERICYCLE INC	商業・専門サービス	2.2

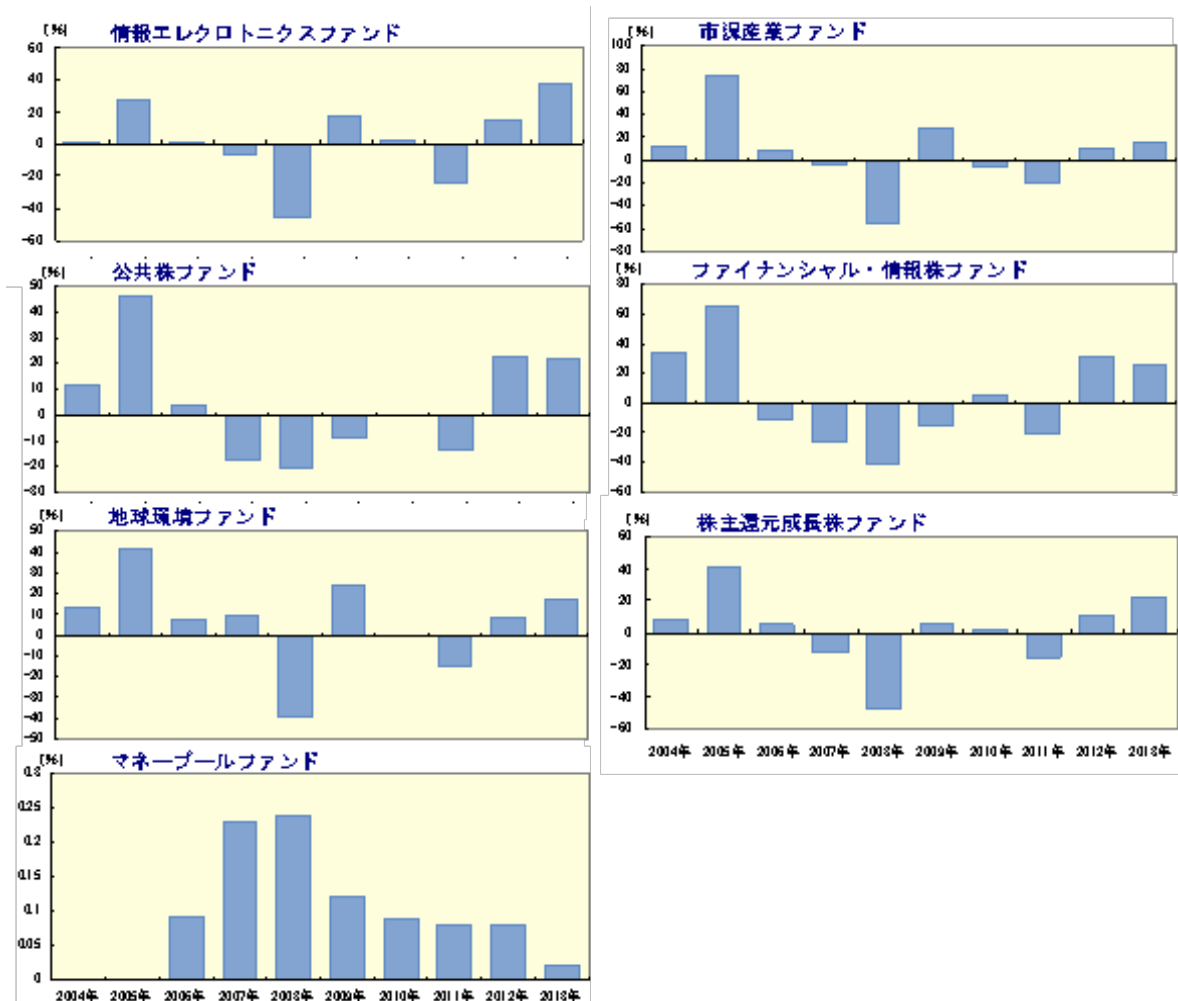
国/地域別投資比率(上位)		
順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	日本	58.8
2	アメリカ	27.6
3	香港	4.2
4	ドイツ	2.2
5	イギリス	1.6

※ユーロについては発行国で記載しております。

株主還元成長株ファンド			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	東日本旅客鉄道	陸運業	4.1
2	ブリヂストン	ゴム製品	3.9
3	アイシン精機	輸送用機器	3.7
4	日本新薬	医薬品	3.4
5	本田技研工業	輸送用機器	3.3
6	東京海上ホールディングス	保険業	3.3
7	山洋電気	電気機器	3.1
8	キヤノン	電気機器	3.0
9	日本化成化学工業	化学	2.8
10	エイチ・アイ・エス	サービス業	2.8

マネーブルーファンド	
資産の種類	投資比率 (%)
現金・預金・その他の資産(買値控除後)	100.0

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。
 グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、10万円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、10万円以上1円単位とします。また、スイッチングに際し、当該投資者が保有する一ファンドまたは複数のファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は3千円以上1円単位とします。(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

積立方式

販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

各ファンドの受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

ただし、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「地球環境ファンド」の場合）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含む）の受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

- () 「マネープールファンド」を除く各ファンドについては、取得申込日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

なお、スイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

- () 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1円単位または1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額となります。

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいて、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「地球環境ファンド」の場合）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとしします。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、1円単位または1口単位をもってその受益権を買取ります。

買取請求の受け付けについては、午後3時までに、買取請求のお申込みが行われかつ、その買取請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

受益権の買取価額は、買取申込みの受付日の基準価額とします。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、「マネープールファンド」を除く各ファンドにおいて、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える買取りは行なえません。また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、大口解約の制限に準じて、別途、制限を設ける場合があります（詳しくは前記「(a)信託の一部解約（解約請求制）」をご参照下さい。）。

買取代金は、原則として買取申込みの受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「地球環境ファンド」の場合）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとしします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

「市況産業ファンド」、「公共株ファンド」、「ファイナンシャル・情報株ファンド」、「地球環境ファンド」、「株主還元成長株ファンド」および「マネープールファンド」

平成26年2月21日まで

「情報エレクトロニクスファンド」は、平成31年2月21日まで

「情報エレクトロニクスファンド」、「公共株ファンド」および「マネープールファンド」	： 昭和59年2月22日設定
「ファイナンシャル・情報株ファンド」	： 昭和62年12月1日設定
「地球環境ファンド」	： 平成2年6月25日設定
「株主還元成長株ファンド」	： 平成3年4月15日設定

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月22日から翌年2月21日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は平成26年2月21日に終了するものとします。

「情報エレクトロニクスファンド」は、平成31年2月21日に終了するものとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、各ファンドにつき、信託契約の一部解約により受益権の口数が5億口を下回る事となった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

- () 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- () 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()から()までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記()の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- () 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- () 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- () 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- () 委託者は、上記()の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 上記()の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- () 上記()の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記()の信託約款の変更をしません。
- () 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- () 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(d)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に

設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1円単位または1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

レインボーファンド(情報エレクトロニクスファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期 平成24年 2月21日現在	第29期 平成25年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	159,955,662	395,904,888
株式	5,309,890,800	6,058,606,900
未収入金	5,419,085	380,947,701
未収配当金	12,747,000	11,935,000
未収利息	394	957
流動資産合計	5,488,012,941	6,847,395,446
資産合計	5,488,012,941	6,847,395,446
負債の部		
流動負債		
未払金	4,174,928	299,144,779
未払収益分配金	37,429,005	99,643,584
未払解約金	5,814,552	7,043,544
未払受託者報酬	2,848,756	2,663,944
未払委託者報酬	36,179,065	35,457,932
その他未払費用	85,403	79,862
流動負債合計	86,531,709	444,033,645
負債合計	86,531,709	444,033,645
純資産の部		
元本等		
元本	12,476,335,285	11,071,509,374
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,074,854,053	4,668,147,573
（分配準備積立金）	1,631,945,069	1,425,501,380
元本等合計	5,401,481,232	6,403,361,801
純資産合計	5,401,481,232	6,403,361,801
負債純資産合計	5,488,012,941	6,847,395,446

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日	第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日
営業収益		
受取配当金	138,793,274	114,108,300
受取利息	69,696	65,119
有価証券売買等損益	2,016,247,136	1,664,084,273
その他収益	8	-
営業収益合計	1,877,384,158	1,778,257,692
営業費用		
受託者報酬	6,432,013	5,319,441
委託者報酬	82,493,080	70,420,429
その他費用	192,837	159,461
営業費用合計	89,117,930	75,899,331
営業利益	1,966,502,088	1,702,358,361
経常利益	1,966,502,088	1,702,358,361
当期純利益	1,966,502,088	1,702,358,361
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	211,973,904	5,767,318
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,016,035,993	7,074,854,053
剰余金増加額又は欠損金減少額	841,486,253	928,557,252
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	841,486,253	928,557,252
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,347,124	130,332,867
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,347,124	130,332,867
分配金	37,429,005	99,643,584
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,074,854,053	4,668,147,573

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。

(追加情報)

第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第28期 平成24年2月21日現在	第29期 平成25年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 12,476,335,285 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 11,071,509,374 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 7,074,854,053 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,668,147,573 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4329 円 (10,000口当たり純資産額 4,329 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5784 円 (10,000口当たり純資産額 5,784 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日																																																												
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額7,892,844,023円(10,000口当たり6,326円)のうち、37,429,005円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額7,076,434,604円(10,000口当たり6,391円)のうち、99,643,584円(10,000口当たり90円)を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>45,058,339 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6,223,469,949 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,624,315,735 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>7,892,844,023 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>12,476,335,285口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>6,326 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>37,429,005 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	45,058,339 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	6,223,469,949 円	分配準備積立金額	D	1,624,315,735 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	7,892,844,023 円	当ファンドの期末残存口数	F	12,476,335,285口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	6,326 円	10,000口当たり分配金額	H	30 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	37,429,005 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>105,019,576 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>5,551,289,640 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,420,125,388 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>7,076,434,604 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,071,509,374口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>6,391 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>90 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>99,643,584 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	105,019,576 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	5,551,289,640 円	分配準備積立金額	D	1,420,125,388 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	7,076,434,604 円	当ファンドの期末残存口数	F	11,071,509,374口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	6,391 円	10,000口当たり分配金額	H	90 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	99,643,584 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	45,058,339 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	6,223,469,949 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,624,315,735 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	7,892,844,023 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	12,476,335,285口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	6,326 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	30 円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	37,429,005 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	105,019,576 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	5,551,289,640 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,420,125,388 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	7,076,434,604 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,071,509,374口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	6,391 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	90 円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	99,643,584 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
1 金融商品に対する取組方針	1 金融商品に対する取組方針

<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	同左
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第28期 平成24年2月21日現在	第29期 平成25年2月21日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>	<p>2 時価の算定方法 同左</p>

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
期首元本額 14,237,836,720 円	期首元本額 12,476,335,285 円
期中追加設定元本額 228,385,768 円	期中追加設定元本額 232,411,882 円
期中一部解約元本額 1,989,887,203 円	期中一部解約元本額 1,637,237,793 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

	第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	954,342,899	820,557,128
合計	954,342,899	820,557,128

3 デリバティブ取引関係
 第28期(平成24年2月21日現在)
 該当事項はございません。
 第29期(平成25年2月21日現在)
 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本ゼオン	90,000	904.00	81,360,000	
	メック	100,000	473.00	47,300,000	
	日東電工	55,000	5,200.00	286,000,000	
	住友電気工業	41,000	1,044.00	42,804,000	
	フジクラ	100,000	269.00	26,900,000	
	タツタ電線	110,000	660.00	72,600,000	
	ディスコ	60,000	5,350.00	321,000,000	
	サムコ	31,200	715.00	22,308,000	
	日立製作所	770,000	522.00	401,940,000	
	東芝	900,000	412.00	370,800,000	
	三菱電機	410,000	771.00	316,110,000	
	マブチモーター	19,000	4,490.00	85,310,000	
	日本電産	22,200	5,240.00	116,328,000	
	I D E C	27,000	814.00	21,978,000	
	パナソニック	100,000	673.00	67,300,000	
	日立国際電気	110,000	796.00	87,560,000	
	ソニー	190,000	1,331.00	252,890,000	
	アドバンテスト	77,000	1,258.00	96,866,000	
	キーエンス	9,200	25,970.00	238,924,000	
	京セラ	41,000	8,140.00	333,740,000	
	村田製作所	45,600	5,990.00	273,144,000	
	大日本スクリーン製造	110,000	471.00	51,810,000	

	キヤノン	100,000	3,305.00	330,500,000	
	ニコン	92,000	2,122.00	195,224,000	
	ガンホー・オンライン・エンターテイメント	110	2,588,000.00	284,680,000	
	インターネットイニシアティブ	70,000	2,506.00	175,420,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	550	154,300.00	84,865,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	10,000	3,805.00	38,050,000	
	大塚商会	12,300	8,730.00	107,379,000	
	ネットワンシステムズ	22,000	859.00	18,898,000	
	日本電信電話	70,000	4,330.00	303,100,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,234	142,300.00	175,598,200	
	カプコン	19,000	1,453.00	27,607,000	
	アイネス	70,000	645.00	45,150,000	
	コナミ	5,000	1,769.00	8,845,000	
	ソフトバンク	59,000	3,310.00	195,290,000	
	あいホールディングス	190,000	718.00	136,420,000	
	日立ハイテクノロジーズ	50,000	1,985.00	99,250,000	
	ミクシィ	77	174,400.00	13,428,800	
	クックパッド	25,000	3,175.00	79,375,000	
	ディー・エヌ・エー	30,000	2,548.00	76,440,000	
	サイバーエージェント	277	173,700.00	48,114,900	
計	銘柄数：42			6,058,606,900	
	組入時価比率：94.6%			100.0%	
合計				6,058,606,900	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

レインボーファンド(市況産業ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（市況産業ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期 平成24年 2月21日現在	第29期 平成25年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,897,683	13,695,804
株式	290,612,600	280,038,900
未収入金	1,182,956	-
未収配当金	356,000	173,000
未収利息	19	33
流動資産合計	300,049,258	293,907,737
資産合計	300,049,258	293,907,737
負債の部		
流動負債		
未払金	775,487	-
未払収益分配金	1,681,345	4,601,157
未払解約金	50,100	60,719
未払受託者報酬	153,119	134,078
未払委託者報酬	1,945,291	1,746,970
その他未払費用	4,533	3,960
流動負債合計	4,609,875	6,546,884
負債合計	4,609,875	6,546,884
純資産の部		
元本等		
元本	560,448,360	511,239,676
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	265,008,977	223,878,823
（分配準備積立金）	60,102,380	46,718,713
元本等合計	295,439,383	287,360,853
純資産合計	295,439,383	287,360,853
負債純資産合計	300,049,258	293,907,737

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日	第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日
営業収益		
受取配当金	7,253,400	6,143,450
受取利息	5,733	7,506
有価証券売買等損益	73,516,821	16,341,441
営業収益合計	66,257,688	22,492,397
営業費用		
受託者報酬	335,901	277,064
委託者報酬	4,326,998	3,611,243
その他費用	9,951	8,189
営業費用合計	4,672,850	3,896,496
営業利益	70,930,538	18,595,901
経常利益	70,930,538	18,595,901
当期純利益	70,930,538	18,595,901
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	18,097,749	7,004,900
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	215,924,504	265,008,977
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,270,525	67,772,115
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,270,525	67,772,115
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,840,864	47,641,605
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	59,840,864	47,641,605
分配金	1,681,345	4,601,157
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	265,008,977	223,878,823

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。

(追加情報)

第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第28期 平成24年2月21日現在	第29期 平成25年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 560,448,360 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 511,239,676 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 265,008,977 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 223,878,823 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5271 円 (10,000口当たり純資産額 5,271 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5621 円 (10,000口当たり純資産額 5,621 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日																																																												
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額237,994,407円(10,000口当たり4,246円)のうち、1,681,345円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額220,762,015円(10,000口当たり4,318円)のうち、4,601,157円(10,000口当たり90円)を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,984,249 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>176,210,682円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>59,799,476 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>237,994,407円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>560,448,360口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>4,246 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>1,681,345 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,984,249 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	176,210,682円	分配準備積立金額	D	59,799,476 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	237,994,407円	当ファンドの期末残存口数	F	560,448,360口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	4,246 円	10,000口当たり分配金額	H	30 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	1,681,345 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>4,902,748 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>169,442,145円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>46,417,122 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E = A+B+C+D</td> <td>220,762,015円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>511,239,676口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G = E / F × 10,000</td> <td>4,318 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>90 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I = F × H / 10,000</td> <td>4,601,157 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,902,748 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	169,442,145円	分配準備積立金額	D	46,417,122 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	220,762,015円	当ファンドの期末残存口数	F	511,239,676口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	4,318 円	10,000口当たり分配金額	H	90 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	4,601,157 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	1,984,249 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	176,210,682円																																																											
分配準備積立金額	D	59,799,476 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	237,994,407円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	560,448,360口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	4,246 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	30 円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	1,681,345 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	4,902,748 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	169,442,145円																																																											
分配準備積立金額	D	46,417,122 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	220,762,015円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	511,239,676口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	4,318 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	90 円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	4,601,157 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
1 金融商品に対する取組方針	1 金融商品に対する取組方針

<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	同左
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

<p>第28期 平成24年2月21日現在</p>	<p>第29期 平成25年2月21日現在</p>
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>
<p>2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>	<p>2 時価の算定方法 同左</p>

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
期首元本額 607,347,413 円	期首元本額 560,448,360 円
期中追加設定元本額 130,904,701 円	期中追加設定元本額 92,537,594 円
期中一部解約元本額 177,803,754 円	期中一部解約元本額 141,746,278 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	53,144,450	19,115,184
合計	53,144,450	19,115,184

3 デリバティブ取引関係
 第28期(平成24年2月21日現在)
 該当事項はございません。
 第29期(平成25年2月21日現在)
 該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	35	497,500.00	17,412,500	
	石油資源開発	1,100	3,530.00	3,883,000	
	東レ	13,000	566.00	7,358,000	
	クラレ	5,000	1,217.00	6,085,000	
	昭和電工	8,000	134.00	1,072,000	
	住友化学	48,000	278.00	13,344,000	
	東亜合成	9,000	387.00	3,483,000	
	信越化学工業	1,000	5,660.00	5,660,000	
	大陽日酸	15,000	639.00	9,585,000	
	J S R	2,400	1,913.00	4,591,200	
	三菱ケミカルホールディングス	9,000	415.00	3,735,000	
	日本合成化学工業	2,000	709.00	1,418,000	
	ダイセル	16,000	711.00	11,376,000	
	日本ゼオン	3,000	904.00	2,712,000	
	宇部興産	50,000	188.00	9,400,000	
	日立化成	1,000	1,301.00	1,301,000	
	日本化薬	3,000	1,048.00	3,144,000	
	A D E K A	10,000	820.00	8,200,000	
	D I C	10,000	185.00	1,850,000	

	東洋インキSCホールディングス	10,000	407.00	4,070,000	
	日東電工	900	5,200.00	4,680,000	
	JXホールディングス	46,000	548.00	25,208,000	
	旭硝子	7,000	634.00	4,438,000	
	日本電気硝子	3,000	452.00	1,356,000	
	太平洋セメント	4,000	221.00	884,000	
	新日鐵住金	100,000	249.00	24,900,000	
	ジェイエフイーホールディングス	3,900	1,946.00	7,589,400	
	共英製鋼	1,400	1,654.00	2,315,600	
	大和工業	3,600	2,593.00	9,334,800	
	丸一鋼管	400	2,225.00	890,000	
	大同特殊鋼	7,000	468.00	3,276,000	
	日立金属	4,000	876.00	3,504,000	
	三井金属鉱業	19,000	225.00	4,275,000	
	住友金属鉱山	8,000	1,427.00	11,416,000	
	DOWAホールディングス	10,000	645.00	6,450,000	
	古河スカイ	6,000	248.00	1,488,000	
	住友電気工業	16,600	1,044.00	17,330,400	
	川崎汽船	20,000	180.00	3,600,000	
	伊藤忠商事	6,800	1,070.00	7,276,000	
	三井物産	1,000	1,389.00	1,389,000	
	三菱商事	5,200	1,880.00	9,776,000	
	阪和興業	11,000	390.00	4,290,000	
	岩谷産業	13,000	361.00	4,693,000	
計	銘柄数：43			280,038,900	
	組入時価比率：97.5%			100.0%	
合計				280,038,900	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

レインボーファンド(公共株ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（公共株ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期 平成24年 2月21日現在	第29期 平成25年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,574,944	26,734,819
株式	527,052,800	618,427,150
未収配当金	357,500	358,750
未収利息	45	64
流動資産合計	545,985,289	645,520,783
資産合計	545,985,289	645,520,783
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,989,815	10,657,280
未払受託者報酬	272,370	297,312
未払委託者報酬	3,510,612	3,962,065
その他未払費用	8,116	8,857
流動負債合計	7,780,913	14,925,514
負債合計	7,780,913	14,925,514
純資産の部		
元本等		
元本	997,453,908	968,843,704
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	459,249,532	338,248,435
（分配準備積立金）	222,344,161	210,537,261
元本等合計	538,204,376	630,595,269
純資産合計	538,204,376	630,595,269
負債純資産合計	545,985,289	645,520,783

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日	第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日
営業収益		
受取配当金	12,815,700	12,367,300
受取利息	10,820	15,916
有価証券売買等損益	90,339,467	114,847,001
その他収益	752	838
営業収益合計	77,512,195	127,231,055
営業費用		
受託者報酬	568,353	573,397
委託者報酬	7,340,221	7,605,839
その他費用	16,931	17,077
営業費用合計	7,925,505	8,196,313
営業利益	85,437,700	119,034,742
経常利益	85,437,700	119,034,742
当期純利益	85,437,700	119,034,742
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	8,027,860	2,008,694
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	402,775,203	459,249,532
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,492,519	26,136,342
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	32,492,519	26,136,342
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,567,193	11,504,013
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,567,193	11,504,013
分配金	3,989,815	10,657,280
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	459,249,532	338,248,435

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。

(追加情報)

第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第28期 平成24年2月21日現在	第29期 平成25年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 997,453,908 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 968,843,704 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 459,249,532 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 338,248,435 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5396 円 (10,000口当たり純資産額 5,396 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6509 円 (10,000口当たり純資産額 6,509 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額357,872,421円(10,000口当たり3,587円)のうち、3,989,815円(10,000口当たり40円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額355,178,400円(10,000口当たり3,665円)のうち、10,657,280円(10,000口当たり110円)を分配金額としております。
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A 4,552,350 円	費用控除後の配当等収益額 A 11,347,388 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 円
収益調整金額 C 131,538,445円	収益調整金額 C 133,983,859 円
分配準備積立金額 D 221,781,626円	分配準備積立金額 D 209,847,153 円
当ファンドの分配対象収益額 E = A+B+C+D 357,872,421円	当ファンドの分配対象収益額 E = A+B+C+D 355,178,400 円
当ファンドの期末残存口数 F 997,453,908口	当ファンドの期末残存口数 F 968,843,704 口
10,000口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000 3,587 円	10,000口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000 3,665 円
10,000口当たり分配金額 H 40 円	10,000口当たり分配金額 H 110 円
収益分配金金額 I = F × H / 10,000 3,989,815 円	収益分配金金額 I = F × H / 10,000 10,657,280 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第28期 平成24年2月21日現在	第29期 平成25年2月21日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法</p>

<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。</p>	同左
---	----

(関連当事者との取引に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
期首元本額 1,065,724,924 円	期首元本額 997,453,908 円
期中追加設定元本額 17,619,141 円	期中追加設定元本額 28,189,559 円
期中一部解約元本額 85,890,157 円	期中一部解約元本額 56,799,763 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	32,631,763	122,770,618
合計	32,631,763	122,770,618

3 デリバティブ取引関係

第28期(平成24年2月21日現在)

該当事項はございません。

第29期(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成25年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	大成建設	25,000	263.00	6,575,000	
	大林組	15,000	466.00	6,990,000	

鹿島建設	29,000	267.00	7,743,000	
前田建設工業	8,000	356.00	2,848,000	
大東建託	2,400	8,350.00	20,040,000	
NIPPON	8,000	1,212.00	9,696,000	
住友林業	9,600	874.00	8,390,400	
大和ハウス工業	2,000	1,632.00	3,264,000	
積水ハウス	20,000	1,037.00	20,740,000	
関電工	10,000	435.00	4,350,000	
太平電業	13,000	530.00	6,890,000	
積水化学工業	6,000	873.00	5,238,000	
アイカ工業	4,800	1,541.00	7,396,800	
ニチハ	5,600	1,250.00	7,000,000	
LIXILグループ	8,900	2,003.00	17,826,700	
リンナイ	1,700	6,540.00	11,118,000	
日立造船	38,500	132.00	5,082,000	
京三製作所	12,000	300.00	3,600,000	
前田工織	2,800	2,472.00	6,921,600	
クリナップ	4,800	618.00	2,966,400	
中部電力	5,600	1,157.00	6,479,200	
関西電力	15,300	817.00	12,500,100	
東北電力	11,000	716.00	7,876,000	
北海道電力	4,100	824.00	3,378,400	
電源開発	4,600	2,289.00	10,529,400	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	東京瓦斯	64,000	448.00	28,672,000	
	大阪瓦斯	56,000	357.00	19,992,000	
	静岡瓦斯	7,500	630.00	4,725,000	
	東武鉄道	6,000	496.00	2,976,000	
	東日本旅客鉄道	8,700	6,830.00	59,421,000	
	西日本旅客鉄道	4,900	4,000.00	19,600,000	
	東海旅客鉄道	1,500	8,910.00	13,365,000	
	ハマキョウレックス	1,700	3,155.00	5,363,500	
	日本通運	22,000	402.00	8,844,000	
	ヤマトホールディングス	8,800	1,536.00	13,516,800	
	山九	10,000	396.00	3,960,000	
	セイノーホールディングス	6,000	711.00	4,266,000	
	日立物流	7,200	1,317.00	9,482,400	
	日本航空	4,300	4,405.00	18,941,500	
	トランコム	2,700	2,395.00	6,466,500	
	上組	10,000	775.00	7,750,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	62	154,300.00	9,566,600	
	日本電信電話	4,400	4,330.00	19,052,000	
	KDDI	2,000	6,800.00	13,600,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	118	142,300.00	16,791,400	
	三井不動産	17,000	2,085.00	35,445,000	
	三菱地所	21,000	2,118.00	44,478,000	
	住友不動産	9,000	2,738.00	24,642,000	
	空港施設	16,100	461.00	7,422,100	
	住友不動産販売	1,390	4,145.00	5,761,550	
	アーネストワン	3,800	1,550.00	5,890,000	
	エプコ	2,600	1,153.00	2,997,800	
計	銘柄数：52			618,427,150	
	組入時価比率：98.1%			100.0%	
合計				618,427,150	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

レインボーファンド(ファイナンシャル・情報株ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第25期 平成24年 2月21日現在	第26期 平成25年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,377,556	59,052,341
株式	1,111,411,350	1,222,890,400
未収入金	2,449,257	5,011,419
未収配当金	1,069,000	144,000
未収利息	116	142
流動資産合計	1,162,307,279	1,287,098,302
資産合計	1,162,307,279	1,287,098,302
負債の部		
流動負債		
未払金	-	1,795,606
未払収益分配金	14,321,390	20,363,542
未払解約金	-	3,527,078
未払受託者報酬	561,344	553,474
未払委託者報酬	7,137,361	7,397,406
その他未払費用	16,777	16,541
流動負債合計	22,036,872	33,653,647
負債合計	22,036,872	33,653,647
純資産の部		
元本等		
元本	4,773,796,733	4,072,708,504
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,633,526,326	2,819,263,849
（分配準備積立金）	102,454,747	83,352,602
元本等合計	1,140,270,407	1,253,444,655
純資産合計	1,140,270,407	1,253,444,655
負債純資産合計	1,162,307,279	1,287,098,302

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第25期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日	第26期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日
営業収益		
受取配当金	36,594,526	27,774,950
受取利息	20,974	23,530
有価証券売買等損益	289,518,399	274,019,305
その他収益	3	3
営業収益合計	252,902,896	301,817,788
営業費用		
受託者報酬	1,245,387	1,099,946
委託者報酬	15,968,833	14,584,499
その他費用	37,235	32,876
営業費用合計	17,251,455	15,717,321
営業利益	270,154,351	286,100,467
経常利益	270,154,351	286,100,467
当期純利益	270,154,351	286,100,467
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	61,564,528	7,618,462
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,794,066,015	3,633,526,326
剰余金増加額又は欠損金減少額	862,767,802	827,524,920
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	862,767,802	827,524,920
剰余金減少額又は欠損金増加額	479,316,900	286,617,830
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	479,316,900	286,617,830
分配金	14,321,390	20,363,542
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,633,526,326	2,819,263,849

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。

(追加情報)

第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第25期 平成24年2月21日現在	第26期 平成25年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 4,773,796,733 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 4,072,708,504 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 3,633,526,326 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,819,263,849 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.2389 円 (10,000口当たり純資産額 2,389 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3078 円 (10,000口当たり純資産額 3,078 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額949,354,079円(10,000口当たり1,988円)のうち、14,321,390円(10,000口当たり30円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額822,244,837円(10,000口当たり2,018円)のうち、20,363,542円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A 15,996,337 円	費用控除後の配当等収益額 A 23,771,036 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 円
収益調整金額 C 832,577,942 円	収益調整金額 C 718,528,693 円
分配準備積立金額 D 100,779,800 円	分配準備積立金額 D 79,945,108 円
当ファンドの分配対象収益額 E = A+B+C+D 949,354,079 円	当ファンドの分配対象収益額 E = A+B+C+D 822,244,837 円
当ファンドの期末残存口数 F 4,773,796,733 口	当ファンドの期末残存口数 F 4,072,708,504 口
10,000口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000 1,988 円	10,000口当たり収益分配対象額 G = E / F × 10,000 2,018 円
10,000口当たり分配金額 H 30 円	10,000口当たり分配金額 H 50 円
収益分配金金額 I = F × H / 10,000 14,321,390 円	収益分配金金額 I = F × H / 10,000 20,363,542 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第25期 平成24年2月21日現在	第26期 平成25年2月21日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法</p>

<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。</p>	同左
---	----

(関連当事者との取引に関する注記)

第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
期首元本額 5,330,033,072 円 期中追加設定元本額 653,011,153 円 期中一部解約元本額 1,209,247,492 円	期首元本額 4,773,796,733 円 期中追加設定元本額 386,354,709 円 期中一部解約元本額 1,087,442,938 円

2 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第25期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第26期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	193,314,306	271,044,240
合計	193,314,306	271,044,240

3 デリバティブ取引関係
第25期(平成24年2月21日現在)
該当事項はございません。
第26期(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	新日鉄住金ソリューションズ	5,300	1,754.00	9,296,200	
	インターネットイニシアティブ	2,800	2,506.00	7,016,800	
	トレンドマイクロ	2,000	2,626.00	5,252,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	9,000	3,805.00	34,245,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	40	273,900.00	10,956,000	
	D T S	13,000	1,338.00	17,394,000	
	アイネス	19,000	645.00	12,255,000	
	N S D	10,000	979.00	9,790,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	233,500	520.00	121,420,000	
	りそなホールディングス	107,000	426.00	45,582,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	90,000	362.00	32,580,000	

	三井住友フィナンシャルグループ	32,700	3,720.00	121,644,000	
	西日本シティ銀行	10,000	246.00	2,460,000	
	千葉銀行	95,000	601.00	57,095,000	
	横浜銀行	156,000	478.00	74,568,000	
	静岡銀行	9,000	913.00	8,217,000	
	スルガ銀行	34,000	1,357.00	46,138,000	
	セブン銀行	64,000	242.00	15,488,000	
	みずほフィナンシャルグループ	483,900	201.00	97,263,900	
	京葉銀行	36,000	469.00	16,884,000	
	アニコム ホールディングス	63,500	866.00	54,991,000	
	MS & ADインシュアランスグループホールディングス	31,000	1,993.00	61,783,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	29,300	1,480.00	43,364,000	
	第一生命保険	368	130,500.00	48,024,000	
	東京海上ホールディングス	43,000	2,788.00	119,884,000	
	T & Dホールディングス	11,000	1,126.00	12,386,000	
	芙蓉総合リース	6,500	3,235.00	21,027,500	
	イオンクレジットサービス	2,000	2,043.00	4,086,000	
	オリックス	9,500	10,310.00	97,945,000	
	三菱UFJリース	3,400	4,075.00	13,855,000	
計	銘柄数：30			1,222,890,400	
	組入時価比率：97.6%			100.0%	
合計				1,222,890,400	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
該当事項はございません。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

レインボーファンド(地球環境ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（地球環境ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 平成24年 2月21日現在	第23期 平成25年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
預金	29,277,455	28,045,277
コール・ローン	45,620,276	66,414,469
株式	1,322,312,606	1,315,336,103
派生商品評価勘定	-	1,915,159
未収入金	-	17,158,680
未収配当金	753,082	983,539
未収利息	112	160
流動資産合計	1,397,963,531	1,429,853,387
資産合計	1,397,963,531	1,429,853,387
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	14,122,171	303,986
未払金	-	38,336,646
未払収益分配金	2,056,010	20,769,672
未払解約金	345,499	-
未払受託者報酬	697,511	661,713
未払委託者報酬	8,949,512	8,732,699
その他未払費用	20,863	19,792
流動負債合計	26,191,566	68,824,508
負債合計	26,191,566	68,824,508
純資産の部		
元本等		
元本	2,056,010,275	1,888,152,064
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	684,238,310	527,123,185
（分配準備積立金）	127,954,407	118,986,756
元本等合計	1,371,771,965	1,361,028,879
純資産合計	1,371,771,965	1,361,028,879
負債純資産合計	1,397,963,531	1,429,853,387

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日	第23期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日
営業収益		
受取配当金	26,396,837	26,393,708
受取利息	39,594	47,202
有価証券売買等損益	245,748,246	105,400,712
為替差損益	4,788,970	5,358,197
その他収益	311	325,299
営業収益合計	224,100,474	137,525,118
営業費用		
受託者報酬	1,534,402	1,335,304
委託者報酬	19,966,274	17,605,515
その他費用	608,790	473,177
営業費用合計	22,109,466	19,413,996
営業利益	246,209,940	118,111,122
経常利益	246,209,940	118,111,122
当期純利益	246,209,940	118,111,122
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	33,830,780	3,918,987
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	534,580,751	684,238,310
剰余金増加額又は欠損金減少額	71,713,960	57,931,363
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	71,713,960	57,931,363
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,936,349	2,076,675
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,936,349	2,076,675
分配金	2,056,010	20,769,672
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	684,238,310	527,123,185

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
5 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。

(追加情報)

<p>第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日</p>
<p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

第22期 平成24年2月21日現在	第23期 平成25年2月21日現在
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 2,056,010,275 口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 1,888,152,064 口</p>

2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	684,238,310 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	527,123,185 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.6672 円 6,672 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.7208 円 7,208 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日			第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日		
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額161,111,972円(10,000口当たり783円)のうち、2,056,010円(10,000口当たり10円)を分配金額としております。			1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額168,692,721円(10,000口当たり893円)のうち、20,769,672円(10,000口当たり110円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,858,076 円	費用控除後の配当等収益額	A	22,612,174 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	31,101,555 円	収益調整金額	C	28,936,293 円
分配準備積立金額	D	126,152,341 円	分配準備積立金額	D	117,144,254 円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	161,111,972 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	168,692,721 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,056,010,275口	当ファンドの期末残存口数	F	1,888,152,064口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	783 円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	893 円
10,000口当たり分配金額	H	10 円	10,000口当たり分配金額	H	110 円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	2,056,010 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	20,769,672 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左

<p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>
--	--------------------------------

(2)金融商品の時価等に関する事項

第22期 平成24年2月21日現在	第23期 平成25年2月21日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
<p>市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。</p>	<p>同左</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日		第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日	
期首元本額	2,340,218,609 円	期首元本額	2,056,010,275 円
期中追加設定元本額	29,691,825 円	期中追加設定元本額	6,199,973 円
期中一部解約元本額	313,900,159 円	期中一部解約元本額	174,058,184 円

2 有価証券関係
 売買目的有価証券

種類	第22期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第23期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	122,934,172	120,823,890
合計	122,934,172	120,823,890

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第22期(平成24年2月21日現在)			第23期(平成25年2月21日現在)		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引 為替予約取引						
売建	508,767,879	522,890,050	14,122,171	517,401,963	515,790,790	1,611,173
米ドル	352,004,360	361,940,810	9,936,450	383,300,815	383,589,090	288,275
英ポンド	46,009,992	47,364,720	1,354,728	22,451,679	21,851,460	600,219
ユーロ	71,112,883	72,803,760	1,690,877	60,288,580	58,973,640	1,314,940
香港ドル	39,640,644	40,780,760	1,140,116	51,360,889	51,376,600	15,711
合計	508,767,879	522,890,050	14,122,171	517,401,963	515,790,790	1,611,173

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成25年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ニッポン高度紙工業	17,100	653.00	11,166,300	
	宇部興産	34,000	188.00	6,392,000	
	日立化成	8,500	1,301.00	11,058,500	
	東洋インキSCホールディングス	38,000	407.00	15,466,000	
	エフピコ	3,400	5,800.00	19,720,000	
	ブリヂストン	12,900	2,807.00	36,210,300	
	住友ゴム工業	13,800	1,383.00	19,085,400	
	日本電工	24,000	304.00	7,296,000	
	DOWAホールディングス	23,000	645.00	14,835,000	
	住友電気工業	30,400	1,044.00	31,737,600	
	アサヒホールディングス	8,700	1,746.00	15,190,200	
	LIXILグループ	8,300	2,003.00	16,624,900	
	リンナイ	2,500	6,540.00	16,350,000	
	旭ダイヤモンド工業	11,700	878.00	10,272,600	
	日特エンジニアリング	6,400	1,052.00	6,732,800	
	ホソカワミクロン	24,000	761.00	18,264,000	
	TOWA	13,300	525.00	6,982,500	

	日本ピラー工業	17,000	731.00	12,427,000	
	日立造船	72,000	132.00	9,504,000	
	三菱重工業	21,000	512.00	10,752,000	
	日立製作所	52,000	522.00	27,144,000	
	三菱電機	20,000	771.00	15,420,000	
	山洋電気	43,000	496.00	21,328,000	
	日本電産	2,000	5,240.00	10,480,000	
	ダイヘン	29,000	282.00	8,178,000	
	JVCケンウッド	44,900	250.00	11,225,000	
	ジーエス・ユアサコーポレーション	20,000	352.00	7,040,000	
	アオイ電子	4,500	1,516.00	6,822,000	
	アズビル	4,700	1,962.00	9,221,400	
	スタンレー電気	7,200	1,570.00	11,304,000	
	日本セラミック	9,100	1,557.00	14,168,700	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
日本円	京セラ	800	8,140.00	6,512,000		
	デンソー	3,700	3,630.00	13,431,000		
	日産自動車	14,300	940.00	13,442,000		
	トヨタ自動車	10,800	4,765.00	51,462,000		
	アイシン精機	4,100	3,280.00	13,448,000		
	マツダ	40,000	268.00	10,720,000		
	本田技研工業	13,600	3,475.00	47,260,000		
	電源開発	5,600	2,289.00	12,818,400		
	東京瓦斯	47,000	448.00	21,056,000		
	大阪瓦斯	54,000	357.00	19,278,000		
	東日本旅客鉄道	6,100	6,830.00	41,663,000		
	松田産業	11,100	1,242.00	13,786,200		
	伊藤忠商事	20,500	1,070.00	21,935,000		
	丸紅	31,000	674.00	20,894,000		
	三菱商事	17,100	1,880.00	32,148,000		
	東陽テクニカ	7,600	1,140.00	8,664,000		
	ダイセキ	6,300	1,388.00	8,744,400		
	計	銘柄数：48			795,660,200	
					(795,660,200)	
		組入時価比率：58.5%			60.5%	
米ドル	ANADARKO PETE	3,300	80.37	265,221.00		
	APACHE CORPORATION	2,500	75.48	188,700.00		
	TRANSCANADA CORP	6,300	46.61	293,643.00		
	PRAXAIR INC	2,100	110.38	231,798.00		
	QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	5,700	55.04	313,728.00		
	HONEYWELL INTERNATIONAL	3,700	70.35	260,295.00		
	POLYPORE INTERNATIONAL INC	3,900	39.95	155,805.00		
	GENERAL ELEC CO	15,600	23.41	365,196.00		

	WESCO INTERNATIONAL INC	3,000	74.35	223,050.00	
	STERICYCLE INC	3,200	95.87	306,784.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	8,900	36.53	325,117.00	
	JOHNSON CONTROLS INC	8,200	31.84	261,088.00	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	1,600	199.31	318,896.00	
	NEXTERA ENERGY INC	4,000	72.94	291,760.00	
	WATERS CORP	3,000	92.33	276,990.00	
計	銘柄数：15			4,078,071.00	
				(382,849,305)	
	組入時価比率：28.1%			29.1%	
英ポンド	BG GROUP PLC	13,765	11.60	159,674.00	
計	銘柄数：1			159,674.00	
				(22,830,188)	
	組入時価比率：1.7%			1.7%	
ユーロ	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	3,460	67.17	232,408.20	
	GDF SUEZ	7,928	14.46	114,678.52	
計	銘柄数：2			347,086.72	
				(43,281,713)	
	組入時価比率：3.2%			3.3%	
香港ドル	CHINA EVERBRIGHT INTL LTD	498,000	4.98	2,480,040.00	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	54,000	38.15	2,060,100.00	
計	銘柄数：2			4,540,140.00	
				(54,981,095)	
	組入時価比率：4.0%			4.2%	
ウォン	LG CHEMICALS LTD	591	306,000.00	180,846,000.00	
計	銘柄数：1			180,846,000.00	

				(15,733,602)	
	組入時価比率：1.2%			1.2%	
合計				1,315,336,103	
				(519,675,903)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)
 該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

レインボーファンド(株主還元成長株ファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 平成24年 2月21日現在	第22期 平成25年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54,966,102	89,285,894
株式	2,939,170,100	3,006,945,900
未収入金	11,622,456	16,019,296
未収配当金	3,098,000	5,359,800
未収利息	135	215
流動資産合計	3,008,856,793	3,117,611,105
資産合計	3,008,856,793	3,117,611,105
負債の部		
流動負債		
未払金	3,898,017	3,459,002
未払収益分配金	19,640,325	53,942,295
未払解約金	8,794,711	670,781
未払受託者報酬	1,492,331	1,427,518
未払委託者報酬	19,047,689	18,872,996
その他未払費用	44,711	42,763
流動負債合計	52,917,784	78,415,355
負債合計	52,917,784	78,415,355
純資産の部		
元本等		
元本	9,820,162,627	8,990,382,593
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,864,223,618	5,951,186,843
（分配準備積立金）	1,596,344,224	1,440,263,438
元本等合計	2,955,939,009	3,039,195,750
純資産合計	2,955,939,009	3,039,195,750
負債純資産合計	3,008,856,793	3,117,611,105

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日	第22期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日
営業収益		
受取配当金	66,578,612	68,228,700
受取利息	38,523	40,693
有価証券売買等損益	577,338,817	355,358,117
その他収益	768	932
営業収益合計	510,720,914	423,628,442
営業費用		
受託者報酬	3,226,712	2,889,237
委託者報酬	41,628,733	38,141,209
その他費用	96,683	86,552
営業費用合計	44,952,128	41,116,998
営業利益	555,673,042	382,511,444
経常利益	555,673,042	382,511,444
当期純利益	555,673,042	382,511,444
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	49,938,357	6,107,139
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	6,787,537,108	6,864,223,618
剰余金増加額又は欠損金減少額	572,948,621	704,783,810
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	572,948,621	704,783,810
剰余金減少額又は欠損金増加額	124,260,121	126,423,323
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	124,260,121	126,423,323
分配金	19,640,325	53,942,295
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	6,864,223,618	5,951,186,843

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。

(追加情報)

第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第21期 平成24年2月21日現在	第22期 平成25年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 9,820,162,627 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 8,990,382,593 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 6,864,223,618 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 5,951,186,843 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3010 円 (10,000口当たり純資産額 3,010 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3380 円 (10,000口当たり純資産額 3,380 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日																																																												
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額2,347,205,478円(10,000口当たり2,390円)のうち、19,640,325円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額2,190,999,081円(10,000口当たり2,437円)のうち、53,942,295円(10,000口当たり60円)を分配金額としております。																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: right;">20,031,124 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">20,031,124 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">731,220,929 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">1,595,953,425 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E = A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">2,347,205,478 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">9,820,162,627 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G = E / F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">2,390 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">20 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</td> <td style="text-align: right;">19,640,325 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	A	20,031,124 円	費用控除後の配当等収益額	A	20,031,124 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	731,220,929 円	分配準備積立金額	D	1,595,953,425 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	2,347,205,478 円	当ファンドの期末残存口数	F	9,820,162,627 口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,390 円	10,000口当たり分配金額	H	20 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	19,640,325 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: right;">59,826,160 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">59,826,160 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">696,793,348 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">1,434,379,573 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E = A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">2,190,999,081 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">8,990,382,593 口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G = E / F × 10,000</td> <td style="text-align: right;">2,437 円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">60 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I = F × H / 10,000</td> <td style="text-align: right;">53,942,295 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	A	59,826,160 円	費用控除後の配当等収益額	A	59,826,160 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	696,793,348 円	分配準備積立金額	D	1,434,379,573 円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	2,190,999,081 円	当ファンドの期末残存口数	F	8,990,382,593 口	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,437 円	10,000口当たり分配金額	H	60 円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	53,942,295 円
項目	A	20,031,124 円																																																											
費用控除後の配当等収益額	A	20,031,124 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	731,220,929 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,595,953,425 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	2,347,205,478 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	9,820,162,627 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,390 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	20 円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	19,640,325 円																																																											
項目	A	59,826,160 円																																																											
費用控除後の配当等収益額	A	59,826,160 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																																																											
収益調整金額	C	696,793,348 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,434,379,573 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	2,190,999,081 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,990,382,593 口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	2,437 円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	60 円																																																											
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	53,942,295 円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第21期 平成24年2月21日現在	第22期 平成25年2月21日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法</p>

<p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載 しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額 は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時 価としております。</p>	<p>同左</p>
--	-----------

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
期首元本額 10,523,074,740 円	期首元本額 9,820,162,627 円
期中追加設定元本額 185,024,569 円	期中追加設定元本額 178,351,167 円
期中一部解約元本額 887,936,682 円	期中一部解約元本額 1,008,131,201 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第21期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第22期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	235,790,149	473,920,537
合計	235,790,149	473,920,537

3 デリバティブ取引関係

第21期(平成24年2月21日現在)

該当事項はございません。

第22期(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成25年2月21日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	積水ハウス	27,000	1,037.00	27,999,000	

雪印メグミルク	17,800	1,443.00	25,685,400	
日本たばこ産業	11,200	2,840.00	31,808,000	
クラレ	40,500	1,217.00	49,288,500	
東亜合成	78,000	387.00	30,186,000	
日本合成化学工業	116,000	709.00	82,244,000	
ダイセル	58,000	711.00	41,238,000	
積水化学工業	13,000	873.00	11,349,000	
アイカ工業	18,300	1,541.00	28,200,300	
A D E K A	95,300	820.00	78,146,000	
富士フイルムホールディングス	18,000	1,779.00	32,022,000	
日本新薬	81,000	1,211.00	98,091,000	
ブリヂストン	39,600	2,807.00	111,157,200	
住友ゴム工業	5,700	1,383.00	7,883,100	
太平洋セメント	25,000	221.00	5,525,000	
大和工業	19,600	2,593.00	50,822,800	
L I X I Lグループ	30,900	2,003.00	61,892,700	
リンナイ	900	6,540.00	5,886,000	
T O W A	23,700	525.00	12,442,500	
タダノ	37,000	923.00	34,151,000	
日立製作所	128,000	522.00	66,816,000	
東芝	80,000	412.00	32,960,000	
三菱電機	116,000	771.00	89,436,000	
山洋電気	147,000	496.00	72,912,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本電産	12,900	5,240.00	67,596,000	
	JVCケンウッド	90,000	250.00	22,500,000	
	日本信号	3,500	668.00	2,338,000	
	TDK	4,900	3,275.00	16,047,500	
	アオイ電子	1,000	1,516.00	1,516,000	
	日本光電工業	10,100	3,245.00	32,774,500	
	パナソニック デバイス S U N X	3,400	399.00	1,356,600	
	キヤノン	28,500	3,305.00	94,192,500	
	日産自動車	66,600	940.00	62,604,000	
	いすゞ自動車	95,000	564.00	53,580,000	
	トヨタ自動車	5,700	4,765.00	27,160,500	
	日野自動車	9,000	957.00	8,613,000	
	アイシン精機	34,700	3,280.00	113,816,000	
	ダイハツ工業	17,000	1,872.00	31,824,000	
	本田技研工業	29,800	3,475.00	103,555,000	
	富士重工業	2,000	1,346.00	2,692,000	
	朝日インテック	1,100	4,100.00	4,510,000	
	リンテック	16,000	1,683.00	26,928,000	
	東京瓦斯	36,000	448.00	16,128,000	
	東日本旅客鉄道	18,000	6,830.00	122,940,000	
	日立物流	3,500	1,317.00	4,609,500	
	ランコム	9,700	2,395.00	23,231,500	
	フジ・メディア・ホール ディングス	446	154,300.00	68,817,800	
	大塚商会	5,500	8,730.00	48,015,000	
	日本電信電話	7,300	4,330.00	31,609,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	124	142,300.00	17,645,200	
	S C S K	2,700	1,622.00	4,379,400	
	アイネス	17,400	645.00	11,223,000	
	ソフトバンク	1,800	3,310.00	5,958,000	
	あい ホールディングス	9,100	718.00	6,533,800	

	第一興商	34,000	2,365.00	80,410,000	
	伊藤忠商事	71,300	1,070.00	76,291,000	
	三井物産	53,700	1,389.00	74,589,300	
	日立ハイテクノロジーズ	27,700	1,985.00	54,984,500	
	東邦ホールディングス	19,400	1,919.00	37,228,600	
	サンマルクホールディングス	1,800	3,680.00	6,624,000	
	総合メディカル	20,300	3,015.00	61,204,500	
	ドン・キホーテ	20,900	3,740.00	78,166,000	
	ケースホールディングス	8,300	2,229.00	18,500,700	
	王将フードサービス	2,400	2,521.00	6,050,400	
	アークス	6,800	1,767.00	12,015,600	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	93,000	520.00	48,360,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	13,200	3,720.00	49,104,000	
	千葉銀行	10,000	601.00	6,010,000	
	みずほフィナンシャルグループ	130,000	201.00	26,130,000	
	MS & ADインシュアランスグループホールディングス	9,100	1,993.00	18,136,300	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	16,300	1,480.00	24,124,000	
	東京海上ホールディングス	39,900	2,788.00	111,241,200	
	三菱UFJリース	2,700	4,075.00	11,002,500	
	住友不動産	2,000	2,738.00	5,476,000	
	住友不動産販売	1,800	4,145.00	7,461,000	
	エイチ・アイ・エス	20,700	3,430.00	71,001,000	
計	銘柄数：76			3,006,945,900	
	組入時価比率：98.9%			100.0%	
合計				3,006,945,900	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

レインボーファンド(マネープールファンド)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成24年2月22日から平成25年2月21日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【レインボーファンド(マネープールファンド)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第28期 平成24年 2月21日現在	第29期 平成25年 2月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1,459	325,515
コール・ローン	21,621,745	20,975,301
現先取引勘定	79,992,800	69,991,600
未収利息	53	50
流動資産合計	101,616,057	91,292,466
資産合計	101,616,057	91,292,466
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	50,475	45,010
未払解約金	-	645,000
未払受託者報酬	975	906
未払委託者報酬	8,738	8,029
その他未払費用	5	4
流動負債合計	60,193	698,949
負債合計	60,193	698,949
純資産の部		
元本等		
元本	100,950,291	90,021,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	605,573	571,653
(分配準備積立金)	979	2,792
元本等合計	101,555,864	90,593,517
純資産合計	101,555,864	90,593,517
負債純資産合計	101,616,057	91,292,466

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期 自平成23年 2月22日 至平成24年 2月21日	第29期 自平成24年 2月22日 至平成25年 2月21日
営業収益		
受取利息	103,680	91,353
営業収益合計	103,680	91,353
営業費用		
受託者報酬	2,245	1,852
委託者報酬	20,028	16,447
その他費用	26	6
営業費用合計	22,299	18,305
営業利益	81,381	73,048
経常利益	81,381	73,048
当期純利益	81,381	73,048
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	35,193	43,330
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	711,894	605,573
剰余金増加額又は欠損金減少額	900,047	1,015,391
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	900,047	1,015,391
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,002,081	1,034,019
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,002,081	1,034,019
分配金	50,475	45,010
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	605,573	571,653

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 (2) 計算期間 当ファンドの計算期間は、平成24年2月22日から平成25年2月21日までとなっております。

(追加情報)

第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第28期 平成24年2月21日現在	第29期 平成25年2月21日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 100,950,291 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 90,021,864 口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0060 円 (10,000口当たり純資産額 10,060 円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0064 円 (10,000口当たり純資産額 10,064 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額668,692円(10,000口当たり66円)のうち、50,475円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額627,361円(10,000口当たり69円)のうち、45,010円(10,000口当たり5円)を分配金額としております。

項目			項目				
費用控除後の配当等収益額	A	46,592	円	費用控除後の配当等収益額	A	29,453	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B		円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	205	円
収益調整金額	C	617,238	円	収益調整金額	C	597,563	円
分配準備積立金額	D	4,862	円	分配準備積立金額	D	140	円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	668,692	円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A+B+C+D$	627,361	円
当ファンドの期末残存口数	F	100,950,291	口	当ファンドの期末残存口数	F	90,021,864	口
10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	66	円	10,000口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	69	円
10,000口当たり分配金額	H	5	円	10,000口当たり分配金額	H	5	円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	50,475	円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	45,010	円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第28期 平成24年2月21日現在	第29期 平成25年2月21日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 同左</p>

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第28期 自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日	第29期 自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日
期首元本額	124,058,377 円
期中追加設定元本額	149,469,970 円
期中一部解約元本額	172,578,056 円
期首元本額	100,950,291 円
期中追加設定元本額	156,186,705 円
期中一部解約元本額	167,115,132 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第28期(自 平成23年2月22日 至 平成24年2月21日)

該当事項はございません。

第29期(自 平成24年2月22日 至 平成25年2月21日)

該当事項はございません。

3 デリバティブ取引関係

第28期(平成24年2月21日現在)

該当事項はございません。

第29期(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券(平成25年2月21日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年3月29日現在

「情報エレクトロニクスファンド」

資産総額	7,045,241,191	円
負債総額	31,730,918	円
純資産総額(-)	7,013,510,273	円
発行済口数	10,956,171,789	口
1口当たり純資産額(/)	0.6401	円

「市況産業ファンド」

資産総額	296,515,060	円
負債総額	440,398	円
純資産総額(-)	296,074,662	円
発行済口数	510,204,936	口
1口当たり純資産額(/)	0.5803	円

「公共株ファンド」

資産総額	849,319,567	円
負債総額	23,528,417	円
純資産総額(-)	825,791,150	円
発行済口数	1,127,261,407	口
1口当たり純資産額(/)	0.7326	円

「ファイナンシャル・情報株ファンド」

資産総額	1,410,204,957	円
負債総額	1,963,294	円
純資産総額(-)	1,408,241,663	円
発行済口数	4,207,778,217	口
1口当たり純資産額(/)	0.3347	円

「地球環境ファンド」

資産総額	1,999,202,761	円
負債総額	543,284,588	円
純資産総額(-)	1,455,918,173	円
発行済口数	1,893,374,871	口
1口当たり純資産額(/)	0.7690	円

「株主還元成長株ファンド」

資産総額	3,211,788,476	円
負債総額	16,696,410	円
純資産総額(-)	3,195,092,066	円
発行済口数	8,752,463,436	口
1口当たり純資産額(/)	0.3651	円

「マネーブルファンド」

資産総額	277,975,781	円
負債総額	1,526,567	円
純資産総額(-)	276,449,214	円
発行済口数	274,681,208	口
1口当たり純資産額(/)	1.0064	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等につ

いては、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成25年3月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

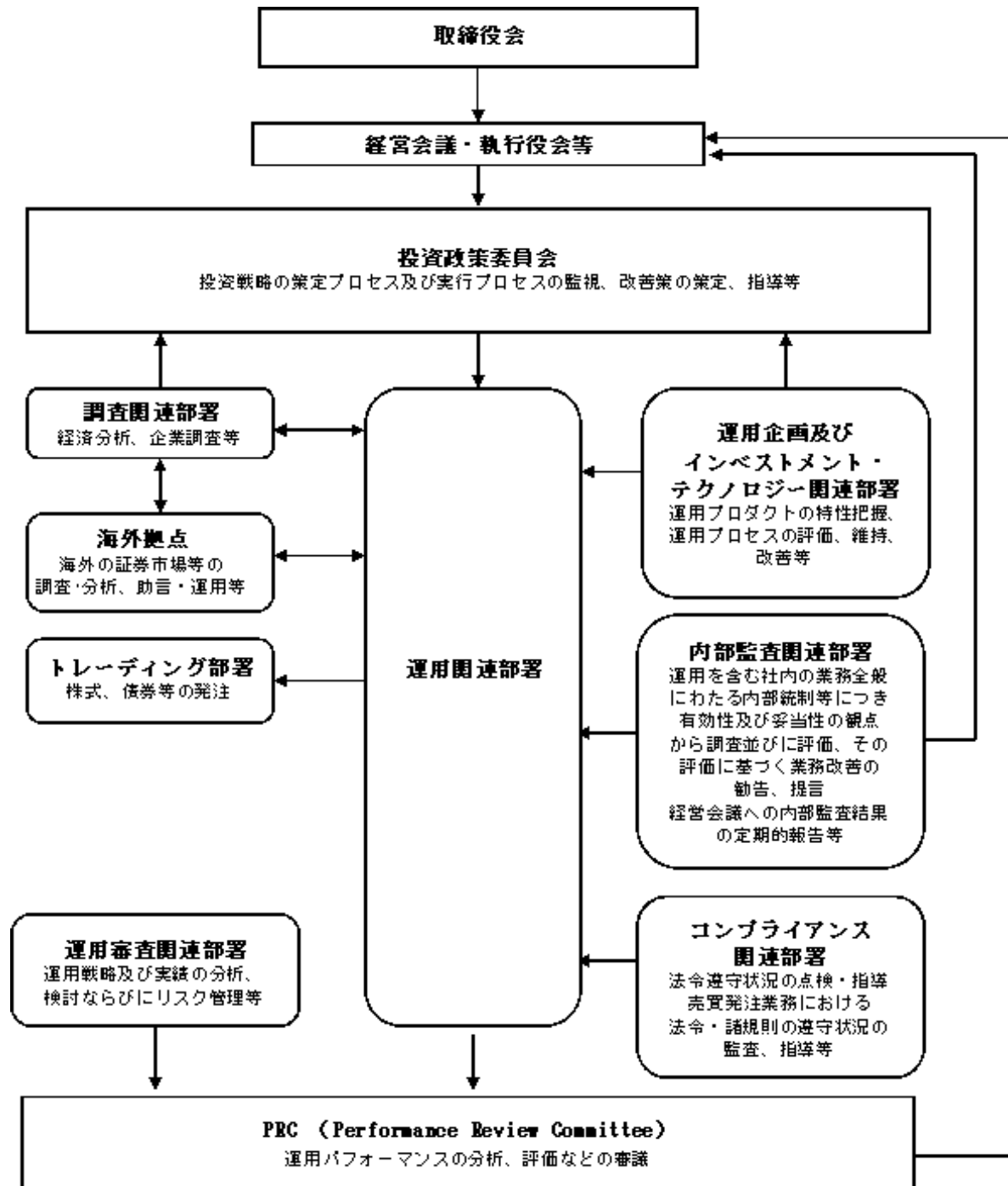
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年2月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	753	11,406,760
単位型株式投資信託	50	419,747
追加型公社債投資信託	18	5,215,970
単位型公社債投資信託	6	68,044
合計	827	17,110,522

3 【委託会社等の経理状況】

1 . 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2 . 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3 . 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		538	240
金銭の信託		39,575	50,326
有価証券		1,400	1,800
短期貸付金		166	153
前払金		0	-
前払費用		41	37
未収入金		171	217
未収委託者報酬		10,032	8,149
未収収益		3,761	4,200
繰延税金資産		1,736	1,402
その他		12	14
貸倒引当金		6	6
流動資産計		57,430	66,535
固定資産			
有形固定資産			
建物	2	576	516
器具備品	2	1,246	1,161
無形固定資産			
ソフトウェア		10,647	9,753
電話加入権		1	1
その他		0	0
投資その他の資産			
投資有価証券		8,648	6,691
関係会社株式		22,609	14,429
従業員長期貸付金		235	29
長期差入保証金		64	57
長期前払費用		24	23
繰延税金資産		582	-
その他		265	273
貸倒引当金		0	0
固定資産計		44,903	32,937
資産合計		102,333	99,472

		前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(負債の部)			
流動負債			
関係会社短期借入金		8,000	8,500
預り金		87	93
未払金	1	7,645	6,276
未払収益分配金		4	4
未払償還金		79	50
未払手数料		4,517	3,610
その他未払金		3,043	2,610
未払費用	1	7,373	6,760
未払法人税等		800	856
前受収益		9	6
賞与引当金		2,900	2,816
流動負債計		26,818	25,310
固定負債			
退職給付引当金		4,064	2,437
時効後支払損引当金		481	489
繰延税金負債		-	7
その他		65	-
固定負債計		4,611	2,934
負債合計		31,429	28,244
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		17,180	17,180
資本剰余金		11,729	11,729
資本準備金	11,729		11,729
利益剰余金		39,369	39,611
利益準備金	685		685
その他利益剰余金	38,684		38,926
別途積立金	24,606		24,606
繰越利益剰余金	14,077		14,320
評価・換算差額等		2,624	2,705
その他有価証券評価差額金		2,694	2,693
繰延ヘッジ損益		69	12
純資産合計		70,903	71,227
負債・純資産合計		102,333	99,472

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			81,230		78,412
運用受託報酬			13,165		17,784
その他営業収益			143		129
営業収益計			94,539		96,325
営業費用					
支払手数料			39,741		40,671
広告宣伝費			1,155		952
公告費			-		0
受益証券発行費			6		5
調査費			20,709		19,308
調査費		1,310		1,108	
委託調査費		19,398		18,200	
委託計算費			917		931
営業雑経費			2,451		2,523
通信費		207		213	
印刷費		1,148		1,085	
協会費		73		76	
諸経費		1,022		1,147	
営業費用計			64,980		64,393
一般管理費					
給料			10,131		9,635
役員報酬	2	322		252	
給料・手当		6,822		6,602	
賞与		2,987		2,780	
交際費			141		140
旅費交通費			484		473
租税公課			231		224
不動産賃借料			1,452		1,309
退職給付費用			1,054		1,039
固定資産減価償却費			4,575		4,354
諸経費			6,106		6,204
一般管理費計			24,176		23,381
営業利益			5,382		8,550

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,771		4,116	
収益分配金		9		9	
受取利息		6		3	
金銭の信託運用益		1,222		377	
為替差益		62		55	
その他		319		360	
営業外収益計			6,391		4,924
営業外費用					
支払利息	1	75		54	
時効後支払損引当金繰入額		13		38	
その他		9		11	
営業外費用計			98		104
経常利益			11,676		13,370
特別利益					
投資有価証券等売却益		419		36	
株式報酬受入益		173		177	
特別利益計			593		214
特別損失					
投資有価証券売却損		149		136	
投資有価証券等評価損		10		1	
固定資産除却損	3	412		82	
システム利用契約解約違約金		20		-	
特別損失計			591		221
税引前当期純利益			11,677		13,363
法人税、住民税及び事業税			3,759		3,625
法人税等調整額			108		1,228
当期純利益			7,810		8,509

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
当期首残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	24,606	24,606
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	24,606	24,606
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,872	14,077
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	14,077	14,320
利益剰余金合計		
当期首残高	35,164	39,369
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	39,369	39,611

株主資本合計		
当期首残高	64,074	68,279
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
当期変動額合計	4,204	242
当期末残高	68,279	68,521
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,056	2,694
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	361	0
当期変動額合計	361	0
当期末残高	2,694	2,693
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	175	69
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	245	82
当期変動額合計	245	82
当期末残高	69	12
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,231	2,624
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期変動額合計	607	81
当期末残高	2,624	2,705
純資産合計		
当期首残高	67,306	70,903
当期変動額		
剰余金の配当	3,605	8,267
当期純利益	7,810	8,509
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	607	81
当期変動額合計	3,597	324
当期末残高	70,903	71,227

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="762 846 1066 969"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>								
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。								

7．ヘッジ会計	<p>(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[追加情報]

当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成23年 3月31日)	当事業年度末 (平成24年 3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払金 2,442百万円	未払金 2,320百万円
未払費用 762	未払費用 1,267
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 437百万円	建物 477百万円
器具備品 1,874	器具備品 2,303
合計 2,311	合計 2,780

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)														
<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取配当金</td> <td>4,633百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>75</td> </tr> </table> <p>2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。</p> <p>3. 固定資産除却損 ソフトウェア 412百万円</p> <hr/> <p>合計 412</p>	受取配当金	4,633百万円	支払利息	75	<p>1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>受取配当金</td> <td>3,776百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>54</td> </tr> </table> <p>2. 役員報酬の範囲額 (同左)</p> <p>3. 固定資産除却損</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>53</td> </tr> </table> <hr/> <p>合計 82</p>	受取配当金	3,776百万円	支払利息	54	建物	19百万円	器具備品	9	ソフトウェア	53
受取配当金	4,633百万円														
支払利息	75														
受取配当金	3,776百万円														
支払利息	54														
建物	19百万円														
器具備品	9														
ソフトウェア	53														

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年 5月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,605百万円
1株当たり配当額	700円
基準日	平成22年 3月31日
効力発生日	平成22年 6月 1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年 7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年 7月19日

効力発生日 平成23年 7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年 3月31日

効力発生日 平成24年 6月 1日

リース取引関係

前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)																																																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">325</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料期末残高相当額</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">73百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">103百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">96</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	417百万円	減価償却累計額相当額	325	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	91	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	73百万円	1年超	22	合計	96	支払リース料	103百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	96	支払利息相当額	3	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	6百万円	1年超	4	合計	10	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"></th> <th style="text-align: right;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">184百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">21</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料期末残高相当額</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">22</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定期末残高 - 百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">75百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>利息相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">未経過リース料</th> <th style="text-align: right;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">15百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	取得価額相当額	184百万円	減価償却累計額相当額	163	減損損失累計額相当額	-	期末残高相当額	21	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	22百万円	1年超	-	合計	22	支払リース料	75百万円	リース資産減損勘定の取崩額	-	減価償却費相当額	70	支払利息相当額	1	減損損失	-	未経過リース料		1年以内	15百万円	1年超	24	合計	40
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	417百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	325																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	91																																																																								
未経過リース料期末残高相当額																																																																									
1年以内	73百万円																																																																								
1年超	22																																																																								
合計	96																																																																								
支払リース料	103百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	96																																																																								
支払利息相当額	3																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	6百万円																																																																								
1年超	4																																																																								
合計	10																																																																								
	器具備品																																																																								
取得価額相当額	184百万円																																																																								
減価償却累計額相当額	163																																																																								
減損損失累計額相当額	-																																																																								
期末残高相当額	21																																																																								
未経過リース料期末残高相当額																																																																									
1年以内	22百万円																																																																								
1年超	-																																																																								
合計	22																																																																								
支払リース料	75百万円																																																																								
リース資産減損勘定の取崩額	-																																																																								
減価償却費相当額	70																																																																								
支払利息相当額	1																																																																								
減損損失	-																																																																								
未経過リース料																																																																									
1年以内	15百万円																																																																								
1年超	24																																																																								
合計	40																																																																								

金融商品関係

前事業年度（自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	538	538	-
(2)金銭の信託	39,575	39,575	-
(3)短期貸付金	166	166	-
(4)未収委託者報酬	10,032	10,032	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	9,252	9,252	-
(6)関係会社株式	3,064	79,658	76,594
資産計	62,630	139,224	76,594
(7)関係会社短期借入金	8,000	8,000	-
(8)未払金	7,645	7,645	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	79	79	-
未払手数料	4,517	4,517	-
その他未払金	3,043	3,043	-
(9)未払費用	7,373	7,373	-
(10)未払法人税等	800	800	-
負債計	23,819	23,819	-
(11)デリバティブ取引(＊)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	65	65	-
デリバティブ取引計	65	65	-

(＊) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（貸借対照表計上額：投資有価証券796百万円、関係会社株式19,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	537	-	-	-
金銭の信託	39,575	-	-	-
短期貸付金	166	-	-	-
未収委託者報酬	10,032	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,400	0	1	-
合計	51,713	0	1	-

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万

円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(8)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
その他未払金	2,610	2,610	-
(9)未払費用	6,760	6,760	-
(10)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(11)デリバティブ取引(＊)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

(＊)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産につい

ては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326	-	-	-
短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

有価証券関係

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	79,658	76,594
合計	3,064	79,658	76,594

4. その他有価証券(平成23年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,930	282	4,647
小計	4,930	282	4,647
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(1)	2,922	3,003	80
譲渡性預金	1,400	1,400	-
小計	4,322	4,403	80
合計	9,252	4,685	4,566

(1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は69百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	67	39	-
投資信託	1,824	380	149
合計	1,891	419	149

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(1)	1,300	1,431	130
譲渡性預金	1,800	1,800	-
小計	3,100	3,231	130
合計	7,725	3,514	4,210

- (1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	-	110
合計	1,384	1	136

デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,846	-	65	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	166	-	(*1) -	-
合 計			3,013	-	(*1) 65	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308	-	10	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
合 計			1,462	-	(*1) 10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

退職給付関係

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成23年 3月31日)	
イ. 退職給付債務	12,965百万円
ロ. 年金資産	7,475
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	5,489
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	613
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	4,064
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	4,064
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
イ. 勤務費用	535百万円
ロ. 利息費用	260
ハ. 期待運用収益	162
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	254
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	848
チ. その他(注)	206
計	1,054
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成24年 3月31日)

イ. 退職給付債務	13,948百万円
ロ. 年金資産	9,508
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	4,440
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	572
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,437
チ. 前払年金費用	
リ. 退職給付引当金(ト-チ)	2,437

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

イ. 勤務費用	543百万円
ロ. 利息費用	272
ハ. 期待運用収益	186
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.8%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成23年3月31日)		当事業年度末 (平成24年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,189	賞与引当金	1,070
退職給付引当金	1,666	退職給付引当金	877
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	569	投資有価証券評価減	501
ゴルフ会員権評価減	509	ゴルフ会員権評価減	430
減価償却超過額	307	減価償却超過額	243
時効後支払損引当金	197	時効後支払損引当金	176
子会社株式売却損	196	子会社株式売却損	172
未払事業税	206	未払事業税	166
未払確定拠出年金掛金	107	未払確定拠出年金掛金	-
繰延ヘッジ損失	48	繰延ヘッジ損失	-
その他	184	その他	148
繰延税金資産小計	6,069	繰延税金資産小計	4,564
評価性引当金	1,878	評価性引当金	1,650
繰延税金資産計	4,190	繰延税金資産計	2,913
繰延税金負債		繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,872	有価証券評価差額金	1,511
繰延ヘッジ利益	-	繰延ヘッジ利益	7
繰延税金負債計	1,872	繰延税金負債計	1,518
繰延税金資産(純額)	2,318	繰延税金資産(純額)	1,394
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	13.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	11.3%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	5.8%	タックスヘイブン税制	4.2%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4%
その他	0.7%	その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(指定期間)内に開始する事業年度(3年間)は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借等 役員の兼任	資金の借入(*1)	137,500	関係会社 短期 借入金	8,000
							資金の返済	140,500		
							借入金利息の支払	75	未払費用	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・アセット・マネジメント・ストラテジック・インベストメンツ・Pte リミテッド	シンガポール共和国	68,275 (千米ドル)	持株会社	(所有) 直接 100.0%	役員の派遣	増資の引受(*2)	5,762	-	-
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*3)	6,794	未払費用	61

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*4)	31,596	未払手数料	3,835

親会社の子会社	野村ファン ド・リサー チ・アンド ・テクノロ ジー株式会 社	東京都 中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託 の運用委託 役員の兼任	投資信託の 運用に係る 投資顧問料 の支払 (*5)	2,657	未払費用	939
---------	--	------------	--------------	-------	--	--------------------------	--	-------	------	-----

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 増資の引受けにつきましては、当社が平成22年12月23日及び12月28日に1株1米ドルで引受けしております。

(*3) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*4) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*5) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	167,970	7,506
固定資産合計	205,568	76,404
流動負債合計	79,436	7,926
固定負債合計	80,690	9,832
純資産合計	213,412	66,152
売上高	312,345	2,546
税引前当期純利益	36,149	3,289
当期純利益	21,100	2,944

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	90,500	関係会社 短期 借入金	8,500
							資金の返済	90,000		
							借入金利息の支払	54	未払費用	2
							金銭信託の移管(*2)	9,258	-	-
							株式交換(*3)	8,267	-	-

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4)	5,887	未払費用	478

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6)	2,126	未払費用	787

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。

(*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。

(*4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	166,580
固定資産合計	229,654
流動負債合計	72,440
固定負債合計	74,932
純資産合計	248,861
売上高	320,289
税引前当期純利益	62,962
当期純利益	41,340

1株当たり情報

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,765円90銭	1株当たり純資産額	13,828円81銭
1株当たり当期純利益	1,516円39銭	1株当たり当期純利益	1,652円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	7,810百万円	損益計算書上の当期純利益	8,509百万円
普通株式に係る当期純利益	7,810百万円	普通株式に係る当期純利益	8,509百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成24年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		215
金銭の信託		46,496
有価証券		2,400
短期貸付金		81
未収委託者報酬		7,671
未収収益		4,383
繰延税金資産		827
その他		560
貸倒引当金		6
流動資産計		62,630
固定資産		
有形固定資産	1	1,518
無形固定資産		8,817
ソフトウェア		8,815
その他		1
投資その他の資産		20,246
投資有価証券		4,849
関係会社株式		15,009
繰延税金資産		124
その他		263
固定資産計		30,582
資産合計		93,213

		平成24年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		3,000
関係会社短期借入金		4,500
未払収益分配金		4
未払償還金		49
未払手数料		3,323
その他未払金	2	907
未払費用		5,572
未払法人税等		424
賞与引当金		1,346
その他		99
流動負債計		19,228
固定負債		
退職給付引当金		1,636
時効後支払損引当金		492
固定負債計		2,128
負債合計		21,356
(純資産の部)		
株主資本		69,834
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		40,924
利益準備金		685
その他利益剰余金		40,239
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		15,633
評価・換算差額等		2,022
その他有価証券評価差額金		1,985
繰延ヘッジ損益		36
純資産合計		71,857
負債・純資産合計		93,213

中間損益計算書

		自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		35,300
運用受託報酬		8,055
その他営業収益		81
営業収益計		43,436
営業費用		
支払手数料		18,135
調査費		7,937
その他営業費用		1,967
営業費用計		28,040
一般管理費	1	11,543
営業利益		3,852
営業外収益	2	2,327
営業外費用	3	52
経常利益		6,127
特別利益	4	152
特別損失	5	87
税引前中間純利益		6,192
法人税、住民税及び事業税		963
法人税等調整額		825
中間純利益		4,403

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成24年 4月 1日
	至 平成24年 9月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,320
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	15,633
利益剰余金合計	
当期首残高	39,611

当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	40,924
株主資本合計	
当期首残高	68,521
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
当中間期変動額合計	1,312
当中間期末残高	69,834
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,693
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	708
当中間期変動額合計	708
当中間期末残高	1,985
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	12
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	24
当中間期変動額合計	24
当中間期末残高	36
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,705
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	683
当中間期変動額合計	683
当中間期末残高	2,022
純資産合計	
当期首残高	71,227
当中間期変動額	
剰余金の配当	3,090
中間純利益	4,403
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	683
当中間期変動額合計	629
当中間期末残高	71,857

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの...中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの...移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成24年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,992百万円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	218百万円
無形固定資産	1,869百万円
長期前払費用	4百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	1,872百万円
金銭の信託運用益	207百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	36百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	59百万円
株式報酬受入益	85百万円
固定資産売却益	7百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	60百万円
投資有価証券等評価損	9百万円
固定資産除却損	17百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	-	-
				当中間会計期間末
				5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成24年 5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額			3,090百万円	
(2) 1株当たり配当額			600円	
(3) 基準日			平成24年 3月31日	
(4) 効力発生日			平成24年 6月 1日	

リース取引関係

自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	94百万円
減価償却累計額相当額	88
中間期末残高相当額	5
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	6百万円
1年超	-
合計	6
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	16百万円
減価償却費相当額	15
支払利息相当額	0
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	16百万円
1年超	20
合計	36

金融商品関係

当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	215	215	-
(2)金銭の信託	46,496	46,496	-
(3)短期貸付金	81	81	-
(4)未収委託者報酬	7,671	7,671	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,431	6,431	-
(6)関係会社株式	3,064	69,809	66,745
資産計	63,960	130,705	66,745
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	4,500	4,500	-
(9)未払金	4,285	4,285	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	49	49	-
未払手数料	3,323	3,323	-
その他未払金	907	907	-
(10)未払費用	5,572	5,572	-
(11)未払法人税等	424	424	-
負債計	17,782	17,782	-
(12)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券817百万円、関係会社株式11,945百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	69,809	66,745
合計	3,064	69,809	66,745

3. その他有価証券(平成24年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	3,495	282	3,212
投資信託	-	-	-
小計	3,495	282	3,212
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託(1)	536	646	109
譲渡性預金	2,400	2,400	-
小計	2,936	3,046	109
合計	6,431	3,328	3,102

- (1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は36百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	534	-	0	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	81	-	(*1) -	-
合 計			616	-	(*1) 0	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日	
1 株当たり純資産額	13,950円94銭
1 株当たり中間純利益	854円88銭
(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2 . 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	4,403百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	4,403百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成25年2月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	

* 平成25年2月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行いません。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日 : 平成12年6月20日
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 銀行免許取得日および : 平成12年7月13日

信託業務の認可取得日

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行いません。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月29日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 満雄
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（情報エレクトロニクスファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（市況産業ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（市況産業ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（公共株ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（公共株ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（ファイナンシャル・情報株ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（地球環境ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（地球環境ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（株主還元成長株ファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（株主還元成長株ファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年4月4日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているレインボーファンド（マネープールファンド）の平成24年2月22日から平成25年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レインボーファンド（マネープールファンド）の平成25年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)